

# 総務建設常任委員会

令和5年12月11日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年12月11日(月) 午前9時30分 開会  
午後4時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	西川 善浩
委員	横井 晶行
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安
〃	川村 優子
〃	西井 覚
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田 三乃
〃	杉本 訓規
〃	梨本 洪珪
〃	松林 謙司
〃	増田 順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長兼 情報推進課長	高垣 倫浩
人事課長	石田 智士
人事課主幹	南 直美
人事課長補佐	森本 啓二
企画政策課長	勝真 由美
総務部長	林本 裕明
管財課長	倉田 主税
都市整備部長	安川 博敏

建設課長	西川好彦
〃 補佐	穴田孝行

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	福原有美
〃	岸田聖士

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第74号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて
- 議第75号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 議第76号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第77号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第78号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第79号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第80号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第81号 葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第84号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 新庄庁舎改修事業について
- (2) 市制施行20周年記念事業について
- (3) DX推進に関する事項について
- (4) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について

開 会 午前9時30分

**吉村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日も皆さんお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。総務建設常任委員会なんですが、2年間同じメンバーでずっとやってきておりましたけれども、この11月に役員改選がありまして、メンバーが入れ替わりました。更に充実した議論をしていけるようにというふうに考えております。特に、例えば先ほどの一般質問でもありましたが、これから私どものすべき課題としては、ぱっと思いつくだけでもDXの問題がございます。議会改革特別委員会のほうでも、私どもの議会のペーパーレス化ということもやっておる、議論をずっと続けておるわけなんです、そういったことともそれぞれ別個にあるわけじゃなくて、関連したこともあろうかと思えますし、また、観光ということも、大きな、私たちの議論していかなければいけないことだというふうに思います。委員会としましても、更に充実した議論を続けていくのもありますし、また、提言も含めて、そういったこともやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、皆さん、どうぞよろしく願いをいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。増田議員。松林議員。梨本議員。杉本議員。柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用につきましては、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第74号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてを議題にいたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

ただいま上程となっております議第74号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。令和4年度の磐城認定こども園開園に当たっては、その所管を教育委員会所管とするか、市長部局のこども未来創造部とするか、令和4年3月まで調整し、令和4年4月1日から、市長部局のこども未来創造部所管といたしました。その後、1年半余りが経過し、磐城認定こども園の運営も落ち着いてまいりましたので、磐城認定こども園勤務の職員分に係る定数を教育委員会の事務部局の職員から減員し、市長の事務部局

の職員に増員するものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。新旧対照表にて該当箇所をご説明させていただきます。1ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。第2条、職員の定数でございます。第1号、市長の事務部局の職員定数を改正前282人から8人増員し、290人とし、第3号、教育委員会の事務部局の職員の定数を改正前100人から8人減員し、92人といたします。附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** おはようございます。よろしく申し上げます。

この8名の内訳、教えていただけますか。どういう職責というか、位置づけの方かという。それで、教育部局から市長部局に変えることによって、変えるというのは分かるんですけども、こども未来課に所管が変わっているというのは分かるんですけども、変えることによって、3歳児以降の教育、これについてはどういう進め方になるんでしょうか。教育部局から離れますよね。幼小連携のところの教育というところが、どういう影響があるかというのを併せてお答えください。

**吉村委員長** 南人事課主幹。

**南 人事課主幹** 人事課の南でございます。よろしく願いいたします。

8名分の職責内訳でございます。8人につきましては、幼稚園教諭が8名となっております。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 奥本委員のおっしゃいました3歳以上の件につきまして、所管が人事課と違いますので、今の時点では把握しておりませんので、お答えしかねるということで、よろしく申し上げます。

**吉村委員長** これについては、そうすると、担当になってくるのはこども未来創造部ですか。まず、取りあえず、影響についてというのは答えられますか。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 企画部、高垣です。影響につきましては、定数を変えることによって、ございませぬので、よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 教諭ということは、主任先生とかも全部含んでということですか。要するに管理職も含めてということでもいいんですか。影響のほうは、影響はないということなんですね。認定こども園をどこの部局にするかというのは、全国でもやっぱりいろいろ検討を重ねられてるんです。政令指定都市ぐらいまで、都道府県も含めて、そこまでは市長部局というのがやっぱり多いんですけども、地方自治体のレベルにいとまうと、これは、現状では3割から4割

ぐらいが、教育部局に残しておく、あるいは教育部局に移したというのが現状なんです。その問題点のところ、何を理由にしてるかというのをいろいろ調べてるんですけども、やはりポイントとなるのが、3歳児以降の教育のところを皆ポイントに上げていらっしゃるんです。現状今、幼稚園のところは、教育委員会、特に小1ギャップという問題に焦点を当ててしまうと、3歳以降の教育のところが重要になってくる。要するに、幼と小の連携の連動というところを重視した場合に、教育部局がいいだろうという判断している自治体も結構あるんです。そこのところが今、大丈夫なのかという疑問があります。というのは、これ、もう2年前に私が一般質問、その後、谷原委員もおっしゃっていますけども、市長が今、認定こども園の園長なんです。そこのところが教育委員会で連携がうまくできてるのであればいいですけども、これが認定こども園の3歳から小学校入学までの子どもたちが、ほかの附属幼稚園の子どもたちとの教育という面で差が出てしまうと、子どもにとっては問題かなと私、思うんです。そこを今、お伺いしたわけなんですけども、全く問題ないというのであれば、ちょっとイレギュラーになりますけど、東京都もやっていますけど、幼稚園の3歳児以降の小学校入学までの教育という面を取ると、連携する、教育部局と市長部局が連携する、そういう組織形態というの、これ、1つありかなと思うんです。だから、今、移されるのはいいんですけども、移すのであれば、その辺のところ、子どもにとって、特に3歳から入学までの子どもたちにとって、影響が出ないようにだけしていただきたいんです。そうしないとこれ、表面上だけでやって、実際のところ、指揮命令系統がもう教育部局を離れまして、通常の附属幼稚園の子どもたちと違うとなってくると、ちょっとこれは問題だと思うんですけどね。その辺りどうかと思って聞いたんですけども。かいつまんでその辺り、何か考えとか、影響が全くないとおっしゃるのであれば、その辺の連携をどうされるかというのをちょっと併せて聞きたいんですけども。

**吉村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回の今おっしゃっている議論というのは、今の条例の内容とはまた別の離れた検討事項かなと思ってお聞きしておりました。今回ののはあくまで条例定数を変更する。教育部局から、認定こども園の皆さん方の人数を市長部局に変更するというございまして、認定こども園の運営につきましては、令和4年度からもう実施しておりますので、その辺の調整は終わっております。ですので、教育委員会の連携といたしましては、主任会議等が幼稚園と認定こども園が連携してやっておりますし、磐城認定こども園につきましては、小学校に入学したときのギャップが非常に少ない構成を取っております。校庭、園庭との連携も含めまして、小学生のお兄さんお姉さんがどのような活動をされてるのかというのは、自然と聞こえたり見えたりするような設計をしておりますので、ですので、連携のしやすい状況になっております。磐城小学校校長先生との意見交換もさせていただきますので、今のような問題は起こらないと考えております。当初、市長部局でやるのか、教育委員会の部局でやるのかというのは、検討を重ねた結果でございますので、その辺も消化したものであると理解しております。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 検討を重ねられたということですが、過去の一般質問も絡むんですけど、やっぱり園長先生が常駐されてないというのが、ここ、やっぱり人事も絡んでくることだと思うんです。組織の管理というのはその管理者がいてこそその話なので、それに影響するのかなと思ってこれ、聞いたわけなんですけど、まだ問題ないということであれば、そういうふうにお取りしますけども、よろしくお願ひしますね。

吉村委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も関連でということになります。1つは、なぜ移すのかということについてお伺ひします。令和4年度から認定こども園は始まっています。その間定数は、当然、幼稚園教諭は教育職ですから、教育委員会の部局の管轄になっていたと。給料等、給与等もそういうことで、教育委員会の部局、教育長のほうから、任命権者は教育長というふうに考えるんですけども、これ、私が誤解してたら、それは言うていただいたらいいんですけど、なぜ来年度から幼稚園教諭の定数を市長部局のほうに移すのか。このことについてお伺ひいたします。

吉村委員長 谷原委員、いうたらこの時期に、なぜこの時期にということによろしいですね。

谷原委員 施行日が令和6年4月1日やから、新年度ということになりますけれども、これまで移してなかったわけですよ。移してなくて、いや、だから定数は動いてなかったわけですよ。

吉村委員長 今は条例の話をしておりますので。

谷原委員 現実がどうじゃなくて、条例の話を先ほど市長もおっしゃったわけやから。定数の条例としての議論の中で、実際に、要は背景、現在、新年度からなぜ移すことになったのか。これまで移してなかったものを、なぜ移すことになったのか、その移すことになった理由をお聞きしてるわけです。移さなくてもいいんじゃないかということですね、逆に言えば。これまでそういうふうに、移さずに来てたわけやから。それで運用していたわけやから。何で新年度から移さなければいけなくなったか、その理由について伺います。

吉村委員長 なぜこの時期に、条例の定数を変える必要があるのかと。今までできてたんであればというような趣旨のご質問だと思いますが。これにつきまして。

南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南でございます。よろしくお願ひします。

先ほど部長のほうからも申し上げましたとおり、磐城認定こども園を開設してから1年半余り経過し、運営も落ち着いてまいりましたので、今回、定数を移させていくという形で提案させていただいたものでございます。

吉村委員長 今の回答であれば、条例を実態に合わせるという理解でよろしいですか。

阿古市長。

阿古市長 表現がちょっと硬くございますので、軟らかめの表現に変えたいと思います。本来消防のときもそうなんですけども、組織が変わったときには条例をいらいます。ただ今回の案件につきましては、複数の案件が重なってまいりました。といたしますのが、保育需要の問題がありまして、葛城市におきましては、今回の磐城第1保育所を磐城認定こども園に移行する作

業。それともう一つは、民間の認定こども園のほう、これから、今はまだ変わりませんが、當麻第1保育所の運営の方法等もありましたので、一旦はそのような状況进行分析する必要があったというのが正直なところでございます。今回、教育部局から市長部局に動かした定数は、まるきり教育部局とイコールにしております。ただ場合によりましたら、それが増減する可能性があった。増になる可能性もあったということでございますので、その辺の分析に時間がかかって1年遅れさせたというのが正直なところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一つよく分からない話で、何か不都合があったら変えるというのは分かるんですけども、これについては、ちょっとよく分からないんですけども、2つ目の質問ですけど、私が懸念してますのは、先ほど言いましたように、幼稚園は教諭ですよね。教諭です。ですから、教育委員会の部局ということは多分、給与の支払い者は教育長名で支払われている、あるいは教育委員会等で支払われていると。これが、定数が移ることになりますと、この教育職については市長部局ですから、市長からの給与の支払いということになる。こういうふうに認識してるんですけども、問題は、葛城市内にはたくさん幼稚園が残っているんですよ。そうすると人事異動もあります。その際、私が疑問に思ってるのは、この定数を移された認定こども園の幼稚園教諭の方々は、保育職として扱われることになるのか、教育職として扱われることになるのか。つまり、両方免許を持っておられるんですよ。認定こども園、市内の幼稚園教諭の方、両方持っておられるから、認定こども園に入って保育もできるわけですけども、その扱いがどうなってるのか。定数が変わることによってそこら辺が変わってくるんじゃないですか。当然給料の支払い者のこと、それから職の地位が変わってくるのかどうか。これが教育職のままだったら、私は教育委員会がちゃんと管轄して、人事異動も、幼稚園との間の人事異動もあると思います。この幼稚園教諭の方が、当然ずっと認定こども園ということはないと思いますので。そこら辺の人事異動の絡みがどうなるのか。だから、私としては、定数を動かすことのほうが問題が出てくるのではないかというふうにも思うわけです。そこは私が懸念しているところですので、そこら辺が、給与の支払い者、人事の動き方、そのことに関わって、職員の身分、扱い、要は幼稚園教諭職として扱われるのか、保育職として扱われるのか。そこらがどうなってるのか、整理がどうなってるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

吉村委員長 この辺りお願いします。幼稚園教諭職なのか、保育職なのか。

南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南でございます。認定こども園の先生につきましては、職種としては保育教諭という形になります。給与の支払い者は、幼稚園教諭も保育士も保育教諭も全て市長になっております。人事の件に関しましては、これまでからも幼稚園教諭と保育士の間で人事異動、交流といいますか、異動はありましたので、これまでと取扱いは変わることはございません。

吉村委員長 谷原委員。



谷原委員 要は、認定こども園は保育教諭という地位になると。だから、例えば忍海小学校附属幼稚園の幼稚園教諭の方が、人事異動で認定こども園のところに移られたら、それは保育教諭として、市長部局として、給与の支払いもあると。その方が、当然、忍海小学校附属幼稚園に磐城認定こども園から行けば、いわゆる教育職として戻って、教育委員会の部局の扱いになるということですね。分かりました。ありがとうございました。

吉村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第75号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについての改正理由及び改正内容についてご説明申し上げる前に、令和5年人事院勧告、令和5年11月24日に公布されました給与改正法及び提案しております葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の給与改定に係る改正内容の概要につきまして、お手元の資料に基づき、説明させていただきたいと思っております。

吉村委員長 A4判横長の2枚組の資料ですね。

高垣企画部長兼情報推進課長 ありがとうございます。葛城市職員の給与に関する条例等の改正（給与改定等）についてをご覧いただきたいと思っております。

初めに、令和5年人事院勧告の概要でございます。令和5年8月の人事院勧告におきまして、一般職の月例給は、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均3,869円下回っていることから、月例給の引上げが、一般職の特別給、いわゆるボーナスについても、国家公務員給与が民間給与を下回ったことから、0.1月分の引上げが勧告され、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当を引き上げることとされました。期末手当は0.05月分引き上げ、

年間2.45月分とし、勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間2.05月分とし、期末手当、勤勉手当を合わせて年間4.5月分とされました。

次に、令和5年11月24日に公布されました給与改正法の概要でございます。公務員の給与改定に関する取扱いについて、人事院勧告どおりに実施することが閣議決定され、令和5年10月20日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に提出、令和5年11月17日に可決成立し、令和5年11月24日に公布されました。改正内容については、月例給については、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げられました。初任給については、大卒が1万1,000円、高卒が1万2,000円の引き上げでございます。令和5年4月に遡って改定されます。また、特別給、いわゆるボーナスも引き上げられ、年間4.4月分から、年間4.5月分とされ、令和5年12月分が引き上げられます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律も改正され、特別職の期末手当が年間3.3月分から3.4月分に引き上げられ、一般職の職員同様、令和5年12月分が引き上げられます。また、令和5年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律におきまして、令和2年度会計年度任用職員制度創設時に見送られました会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給可能となりました。これは、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点からなされたもので、会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員の取扱いに準ずることとされました。

次に、2枚目をご覧くださいと思います。期末手当及び勤勉手当支給割合の改正内容でございます。期末手当及び勤勉手当について、各職員区分に分けて、令和5年度の改正前、改正後、令和6年度の支給月数をまとめております。

まず、議会議員の期末手当ですが、令和5年度6月期及び12月期それぞれ1.65月分の年間3.3月分から、12月期分を0.1月分引き上げ、1.75月分とし、年間3.4月分といたします。令和6年度は引き上げた0.1月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ1.7月分といたします。常勤の特別職の職員及び特定任期付職員も議会議員と同様に改正いたします。

一般職の職員のうち、再任用職員以外の職員の期末手当は、令和5年度6月期及び12月期それぞれ1.2月分の年間2.4月分から、12月期分を0.05月分引き上げ、1.25月分とし、年間2.45月分といたします。令和6年度は引き上げた0.05月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ1.225月分といたします。同じく勤勉手当は令和5年度6月期及び12月期それぞれ1.0月分の年間2.0月分から、12月期分を0.05月分引き上げ、1.05月分とし、年間2.05月分といたします。令和6年度は引き上げた0.05月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ1.025月分といたします。

なお、再任用職員の期末手当は、令和5年度6月期及び12月期にそれぞれ0.675月分の年間1.35月分から12月期分を0.025月分引き上げ、0.7月分とし、年間1.375月分といたします。令和6年度は引き上げた0.025月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ0.6875月分といたします。同じく勤勉手当は、令和5年度6月期及び12月期それぞれ0.475月分の年間0.95月分から12月期分を0.025月分引き上げ、0.5月分とし、年間0.975月分といたします。令和6年度は引き上げた0.025月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ0.4875月分

といたします。

会計年度任用職員の期末手当は、令和5年度分の改正は行いません。令和6年度の期末手当は、勤勉手当の支給開始に合わせまして、常勤職員の取扱いに準ずることとし、令和6年度6月期及び12月期それぞれ1.225月分、年間2.45月分といたします。令和6年度から支給を開始いたします勤勉手当につきましても、常勤職員の取扱いに準じまして、令和6年度6月期及び12月期それぞれ1.025月分、年間2.05月分といたします。給与改定の説明については、以上でございます。

それでは、続きまして、議第75号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容について説明申し上げます。

まず、改正理由でございます。令和5年の人事院勧告を受け、令和5年11月24日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じまして、本市の一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の引上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の2ページをご覧ください。

まず、改正条例第1条でございます。第7条の特定任期付職員の給与に関する特例でございます。国家公務員の一般職の職員の給料表が改定されたことに準じまして、給料表を改めるものでございます。新旧対照表の3ページから4ページにかけてをご覧ください。令和5年12月に支給されました期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、現行の1.65月分から1.75月分に改正するものでございます。

続いて新旧対照表の7ページから8ページにかけてをご覧ください。これは改正条例第2条の分でございます。令和6年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、それぞれ1.7月分に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。附則第2項といたしまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の規定を本年4月1日に、期末手当の規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた給与の額と既に支給された給与との差額の支給をする規定を設けるものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 直接、条例ではなくて、今、最初に説明いただきました今年度の人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例等の改正についてというこの資料のほうで説明がありまして、ちょっと分からないところがあるので、お聞かせ願いたいんですけども、2枚目のページの、期末手当及び勤勉手当支給割合の改正内容についてという表です。私がちょっと疑問に思っているのは、1番下の段の会計年度任用職員のところの期末手当、勤勉手当の引上げについて、直

接条例では、後のほうになるのかもわからないんですけど、説明があったのが今なので、お聞きするんですが、これが令和5年度の改正前の期末手当が1.350となって、改正後も、1.350で変わらないと。ところが令和6年度になりますと、2.450というふうになっているのは、これはどういうことなのかという、この表の見方として。つまり、要は改正後も、令和5年度の改正前と改正後と同じ数字になってるわけですね。同じ数字になってるのですが、令和6年度はぼんと上がってるので、本来だったら、令和5年度の改正後が2.450になって、それが令和6年度にいくということなのかなと思うんですが、つまり、これ、施行日の関係で実態に合わせた表になってるのか、いや、もう制度そのものがこうだということなのか、ちょっとよく分かりませんので、ほかとここだけは全然全く違うので、どうなっているのかお伺いします。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしくお願いします。

資料の表の表記につきましては、令和5年改正後の会計年度任用職員につきましては、施行日に合わせて実態の数字とさせていただきます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 施行日をつまみ、改正はするんだけど、施行は令和6年度からになりますよということで、要は実態に合わせた表記になってるということですね。分かりました。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第76号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

議第76号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正

内容についてご説明申し上げます。

まず、初めに改正理由でございます。令和5年改正地方自治法に基づき、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を規定することに併せまして、育児休業中の会計年度任用職員に関して所要の改正を行うものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページをご覧ください。第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給の改正でございます。第2項におきまして、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日に係る勤勉手当を支給する旨を規定しており、勤勉手当を支給する職員から会計年度任用職員を除くとされておりましたが、その除く規定を削るものでございます。第8条の改正でございます。第7条で削りました会計年度任用職員の定義規定を第8条に設けるものでございます。新旧対照表の2ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 1点お聞きします。会計年度任用職員はフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の方がいらっしゃるんですが、育児休業について、これを与えるということで、これは非常に待遇改善ということで望ましいと思うんですけども、フルタイム及びパートタイム、全ての会計年度任用職員の方に育児休業を与えることが対象となっているのか、このことについて伺います。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしく申し上げます。

会計年度任用職員の育児休業につきまして、会計年度任用職員の育児休業をフルタイムの方とパートタイムの方、どちらにも制度があるのかということについてでございます。制度としては、どちらもございます。ただし、育児休業を取得するに当たって、一定の要件がありまして、パートタイム会計年度任用職員のほうがこの要件に当てはまらない方がいらっしゃると思うんですけども、1週間の勤務日数が3日以上の方については、育児休業取得可能という形になっております。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。令和5年の人事院勧告を受け、令和5年11月24日に公布されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、本年12月に支給いたします期末手当の支給月分を0.1月分引き上げ、現行の1.65月分から1.75月分に改正するものでございます。新旧対照表2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和6年度以降に支給する期末手当について、第1条で引き上げた0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月分に分けまして、6月期及び12月期をそれぞれ1.7月分に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日施行するものとするものでございます。附則第2項では、本年12月期の期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と、本年12月8日に支給いたしました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 1点質問いたします。先ほど人事院勧告の令和5年11月の勧告内容等について説明があった資料の中に、1ページ目ですけども、令和5年11月24日公布の給与改正法の概要ということで、2つの給与法の改正があったということで、2つ目が特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律とあります。これに、この特別職の職員というところは、地方議員も含まれているのかどうか。議員も含まれているのかどうかというのを伺いたいんです。つまり、これは、特別職は給料ですよ。でも議員は報酬だから、多分私は違うとは思いますが、議員報酬の引上げの法律で根拠があるのかどうかということを確認

たいんですよ。人事院勧告で上げる上げると言っているんだけど、法律的な根拠があるのかと。だから一般職及び特別職はこのように、国の給与法の改正で改正されてるわけなので、特別職、この職員ということで議員が含まれているかどうか、ちょっとお聞きします。

吉村委員長 南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南です。よろしくお願ひします。

ご質問されました特別職の職員の給与に関する法律につきましては、地方議員は含まれておりません。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 特別職の法律も地方の首長は含まれてはいないとは思ひんですけれども、これは含まれてるんですかね。

(発言する者あり)

谷原委員 これは国の法律ですから、含まれてはないですよ。でも一応特別職の法律に準じて地方のほうも多分、特別職は給料だから、改定ということだと思ひんですが、議員の場合、報酬なのでね。しかも自分たちで決めると。自分たちの報酬の在り方を決めるとということなので、私は、ずっとこれは違和感があるということをおし上げてまいりました。給料と報酬については両方、特別職報酬等審議会が葛城市にもございまして、そこにかけて改正するというふうなことが条例で決まっているわけなんですけれども、期末手当については、国の人事院勧告で一般職及び特別職のボーナスの引上げに準じて、議員のほうまで引き上げるとするのは私は、議員自ら決める議会で、それをやるのはいかがなものかなということをお述べてまいりましたけれども、これについては、私としては、この議会の議決が唯一の条例として発効する条件になってますので、私はこれはあまりふさわしいことないなと思ひています。これは意見としてお述べておきます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますでしょうか。

(発言する者あり)

吉村委員長 これは議員間討議ですか。議員間討議ですよ。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対する立場から討論いたします。

先ほど述べましたように、議員が自らの報酬、あるいは期末手当につきましてもそうですが、私は、議員自らが決めることでありますので、何らかの根拠をもって第三者の立場から、

意見を求めて決めるべきだというのが本来の私の立場であります。人事院勧告は、一般職、常勤の方及び特別職についても、ほぼ、市長、教育長、毎日出勤されての勤務であるわけです。そういう方々の扱いも給与というふうに扱われているわけでありまして、議員の報酬とは違います。議員は年間4回の定例会に出席する。それ以外にも定例会間に幾つかの議会には出ますけれども、給料ではない。つまり、報酬という扱いになっております。それを、性格が違うものを給料の引上げということに関して、当然報酬は上がりません。報酬は、人事院勧告でも上がりませんが、ボーナスの分だけ期末手当として連動して引き上げていくということについて、私は大きな疑問を感じているところであります。十分な報酬を私たちはいただいているわけですから、こうした形で、一般職に準じて期末手当を上げることにについては反対いたします。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 反対討論を。

吉村委員長 反対意見を。

横井委員 反対意見をしたらいいんですね。

吉村委員長 ご自身の意見を述べられるということですね。

横井委員 そうです。

吉村委員長 討論。賛成か、反対か。

横井委員 反対。オーケーですか。

吉村委員長 ちょっとお待ちください。

では、西川副委員長。

西川副委員長 私は、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは人事院勧告、先ほど反対討論もありましたけども、確かに議員報酬、報酬という面と給与という面と性質は違うとは思いますが、人事院勧告に倣って、やはり議員の今、人事院勧告が言うていることは、もちろん若手の、若者の雇用というか政治離れ、例えば、あとは一般職、官僚になるとか、そこを離れていくというところの改善というところもあります。これは議会議員としても、政治職にきちっとした報酬を、その分仕事をきっちりして報酬をいただくというところは、人事院勧告に従って、私は賛成の立場として討論させていただきますけども、これ、議員個人の話として話をさせていただきますと、報酬は、もし条例がもし否決になっても、議員自体、岸田首相も返納をされてます。これは内閣として返納されてますけども、議員として、そこまで反対をもしされるのであれば、返納ということはもしかしたら寄附行為に当たるかもしれませんので、供託という形もあると思います。議員個人としてきちっとその辺をしていただければ、また、供託をして、議員という職をなくしたときに、失職したときに、市に対して返納するというのもできると思いますので、この辺は、議員個人、しっかりとして考えていかなんところだと思いますけども、私は人事



院勧告に従ってこの条例を賛成するものとします。

以上でございます。

**吉村委員長** ほかに討論ございませんでしょうか。

横井委員。

**横井委員** 横井です。順番が来ましたので、言います。

議第77号の議員報酬アップについて、私は反対の立場で討論します。

行政の皆さん、そして理事者の皆さん、古今東西、お金は幾らあっても重たくないものでございます。このことは、人として、また人間として当然の摂理でもあるのでございます。しかしながら、私は60歳を過ぎて政治家になったのでございます。それは、私は、世の中で困っている人、苦しんでいる人の味方になるために政治家を志したのでございます。この時期、世間では諸物価高騰のあおりを受け、お財布で苦しんでおられる市民方々がいっぱいおられるのです。私は、政治家として苦しんでおられる方、困っておられる方とともに、残りの人生を力いっぱい歩みたいものでございます。何よりも、市民第一。それが私の政治スタンスであるのです。私の政治家としての清き1票を市民第一主義に投票したいのでございます。以上の理由をもちまして、私は政治家として、議第77号に反対討論いたします。

以上です。

**吉村委員長** ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 私、この議第77号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、この場は、個人の意見とか選挙演説を行う場じゃなくて、この議案に対して審査している場所なので、まずそこを履き違えてはいけないと思います。その上で私、答弁しますが、まずこの人事院勧告ですけれども、そもそも提案の背景、人事院がした背景というのは、29年ぶりに月給が引き上げられてる、これ民間の企業においてですけれども、その理由としては、物価高騰、人手不足なんですよ。それに対して、労働人口が減ってる、税金を納める層も減ってきてるところで、やはりそこをうまく確保する、その方たちの生活を保障するという意味合いがあるんですよ。そういった意味で、これは議員だからとかいうんじゃないで、これはもうやはり、労働者全般に対して、生活の向上という意味があります。それがまず1つ。そういった意味で、この提案に対しては私は賛成なんですけれども、個人的に言うと、谷原委員おっしゃるようなことは分かります。分かるんですけれども、十分な報酬をもらってるかどうかということに関しては、やっぱりそれぞれ生活の質によって違うと思います。例えば、高校生までやったらいろんな補助がつきますけれども、それ以降の高等教育を受けさせようと思うと、一切何もない。議員の場合は、報酬なんです。本来そもそもこの場にこれを出す前に報酬等審議会というのがありますので、そこでもんだ上で、ワンクッション挟むべきだと思うんです。それがあって初めて、理事者のほうから提案があればそれはそれで私、いいのかなと。そこが一番問題かなと思うんです。まずはこの報酬という意味で審議する前に、報酬の審査をする専門場所で、専門のところでもんでもらうというのがまず必要かなと思います。



そのまま踏襲させてもらったらええと私は思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** ほかに討論はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 私も委員として、今回、討論をさせていただきます。

私もこの議第77号につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、委員のほうから数々のご意見、いろいろな討論いただきました。重なる部分もあると思いますけれども、報酬という考え方の中に報酬等審議会ということが出てきましたけれども、当然議員は報酬に関しては、報酬等審議会をこれまでもかけ、その報酬についても審議をされてきた経緯はございます。ただこの期末手当、今回の人事院勧告にありますボーナスの件につきましては、私の経験する限りは、このような形で理事者のほうから上程いただきまして、ずっとこれまでも可決という形で、そういった経緯があるわけですが、市民の皆様から見たときに、先ほど生活費という部分、生活をしていくための最低の報酬という形で、葛城市は決して県内でも高いほうではないので、これから葛城市の政治離れをしていかないためにも、やはり、議員定数とかそういった部分については、これからも質を高めるために考えていかなければならない部分だと思いますが、報酬、またボーナスに関して、非常にナーバスな部分というか、これからしっかりとこの視点を考えていかなければならないというのは、当然出てきている空気だと思っています。個人で、先ほど、私はいない、私はこれについては上げるべきでないといういろんなご意見ありますけれども、議会として考えるとしたら、やはりこの部分につきましては、当然、これまでも考えなければならなかったらもっと考えなければならぬアクションを起こしておかないといけない。せやけど、それは全くそのような経緯も今までなかったわけですから、先ほどおっしゃいましたように、職員に合わせた、世間に合わせた形で、決して法外な要求というか、法外な審議内容ではないというふうにも私も思いますので、私はそういった点から、委員として賛成をさせていただきますと思います。

以上です。

**吉村委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**吉村委員長** 起立多数であります。よって、議第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容について説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和5年の人事院勧告を受け、令和5年11月24日に公布されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げたことと同様となりますが、本年12月に支給しました期末手当の支給月数分を0.1月分引き上げ、現行の1.65月分から1.75月分に改正するものでございます。新旧対照表2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和6年度以降に支給する期末手当について、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げたことと同様、6月期及び12月期それぞれ1.7月分に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日に施行するものとし、附則第2項では、本年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月8日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 1点お聞きします。新旧対照表でいきますと附則の施行期日等ということで、2ページ目のほうですけども、第2項のところにおきまして、第1条の規定による改正後の葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第6条ただし書の規定は、令和5年12月1日から適用するとあります。この適用というのは具体的にはどういうことでありましょうか、お聞きします。また、適用の根拠、なぜ令和5年12月1日からの施行とするのか、その根拠についてお伺いいたします。

**吉村委員長** 令和5年12月1日から適用とする、この根拠、具体的にどういうことかということですね。

南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしく申し上げます。

ご質問の令和5年12月1日から適用するということにつきましては、期末手当の支給の基準日となります日が12月1日になっておりますので、その日に適用するということでございます。

以上です。

**吉村委員長** よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 いや、基準日が12月1日になっているというのはこの条例で決めるんですよ。だから、そうする提案はどういう根拠があるのかということをお聞きしたいんです。

吉村委員長 今回の1つ目の質問で、答弁が不十分でしたので。

谷原委員 提案の理由ですよ。その提案の根拠ですよ。

吉村委員長 この条例の改正理由の根拠について、お答えいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前11時00分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者側の答弁を求めます。

石田人事課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

谷原委員からのご質問でした12月1日からなぜするかというところですが、葛城市の一般職の職員の給与に関する条例のほうで、期末手当の基準日は6月1日と12月1日に定められております。今回の人事院勧告に基づいて、今年度から反映させるためには、これまでと同様、12月1日に遡及させるためにこういった手続を踏んでいるものです。

以上です。

吉村委員長 先ほどの谷原委員の1回目の質問に今お答えいただいたという形ですので、次は2回目という形でさせていただきます。

谷原委員。

谷原委員 葛城市の条例で基準日が決まっているということでもありますね。6月1日と12月1日というふうに基準日が決まっているということですね。これを12月1日から適用するという事だから、人事院勧告の引上げについては、この12月1日から支給ということなので、この12月の期末手当の支給には反映されるということになるわけですね。しかし、これは、基準日が12月1日、6月1日になってるわけやから、別に今年度じゃなくてもいいわけですよ。今年度でなくてもいいわけですよ。実際そうでないときもあります、過去には。別にもう支給をそのときにしないという事例はたくさんあるわけですよ。例えば地方自治体によっても、そういう条例で定めていたとしても、地方財政の財政事情から、これは人事院勧告は受けたけれども見送るとか、そういうこともあるわけです。当然見送りもありますし、支給日を遅らせるという事例も過去にはあったと思います。今年度、基準日が条例で決まってるからということで遡及して、令和5年度の12月1日から行くと。議決は後ですから。議決は実際には、本会議は12月の、もっと後になりますから、1日を超えているわけですから、遡及するわけですから。遡及させる根拠はどこにあるんですか、お伺いします。なぜ遡及させるのか。

吉村委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

今まで葛城市としましては、例外はあったかもしれませんが、大原則として人事院勧告に

従ってきました。それに伴いまして、今回も同じような人事院勧告どおりの改正をするものでございます。

以上です。

**吉村委員長** 従来どおりということですね。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、私は反対の立場で討論いたします。

実は私はこの条例について過去ずっと賛成、基本的に賛成の立場で行ってまいりました。議員報酬については反対、しかし、特別職については常勤ですから、常勤でまた給与という扱いですし、国の特別職の関する法律等の改正等、そういうことに準じて、人事院勧告に準じて引き上げることは、私は賛成してまいりました。ところが今回なぜ反対するかと申しますと、先ほどありました施行日の関係です。実は、後からの議案で出てくるんですが、葛城市の会計年度任用職員、この方の賃金の引上げも人事院勧告で行われております。賃金の引上げ、期末手当の改定も行われております。これ、人事院勧告ですね。ところが会計年度任用職員については、施行日が令和6年4月1日からとなってるんです。先ほど議員は、議員の期末手当の引上げも、令和5年12月1日に遡っているんです。そのことは言いませんでしたけど、遡ってる。この特別職も遡って12月1日から。何でこんな違いが出てくるんだと。会計年度任用職員の方々の待遇が大変悪いということで、国を挙げて、今、先ほど育児休暇を与えることについても、条例改正がありましたけども、今、国を挙げて会計年度任用職員の待遇改善をやってきてる。人事院勧告のそれが出てる。地方自治体によっては、遡って、令和5年4月1日から給与改定、令和5年12月1日から期末手当についても改定する自治体もある。そうやって頑張ってる市長がいる、教育長がいる。これ、葛城市は何ですか、議員も含めて。会計年度任用職員、たくさんの方、葛城市役所で働いておられます。その方々の給与については引上げを遅らせておいて、何で自分たちだけ、先、遡及させるんですか。道義的に反しますよ。私、こんなのを絶対認めるわけにいきません。これは後で会計年度任用職員の方の給与引上げの条例案が出てきますけれども、そこでしっかり議論させていただきたいと思っておりますけれども、とにかくこういう差別的な待遇改善を自らは優遇しておいて、他はそういう形で働いてる方についての引上げは遅らせると。こういう特別職の給与の在り方について私は反対するものであります。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 私は議第78号、一応賛成の立場で討論させていただきます。

まず、前提として今、谷原委員おっしゃった後の議案のことは、その次で議論をしますの  
で、今ここに持ち出すのはちょっと違う。だから、まずはこの今現状の段階で議第78号を議  
論するというを前提に立ってしまうと、そもそもこれはこの前段の議案と同じですが  
も、人事院勧告なんですよ。人事院勧告について、その背景が、先ほども私、申しました  
ように、人手不足や物価高騰を背景にして、これはもう労働者に対し一律、その辺のところ  
のアップをなささいという勧告があつて、内閣の決議が、閣議で決定されてるものなんです。  
それを地方自治体のほうで最終的にどう判断するかというところを今、議論しないといけな  
い。ですから、そういった意味で、物価高騰というところであれば、やっぱりこれ一律、特  
別職であっても恩恵を被るべきかと思いますので、そこは賛成という立場にさせていただきます。

先ほどの、話を戻しまして、谷原委員の意見につきましては、次のところで私もちょっと  
言いたいことがありますけど、それとこれとはちょっと別で考えたほうがいいかなと思いま  
す。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決定いたしまし  
た。

次に、議第79号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて  
を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 議第79号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい  
て、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず、初めに改正理由でございます。令和5年の人事院勧告を受け、令和5年11月24日に  
公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を行  
うものでございます。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正  
する法律が令和5年4月28日に公布されたことに伴う文言整理、引用条文の改正を行うもの  
でございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。本則第2条の改正  
でございます。葛城市内で大規模な災害等が発生し、その災害等の対応のため、派遣された

職員に対しまして支給する災害派遣手当のうち、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるものでございます。新旧対照表の1ページから2ページにかけてご覧ください。第14条の3の改正でございます。先ほど改めましたインフルエンザ等緊急事態派遣手当の根拠条文を新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条から、第26条の8に改めるものでございます。

続いて、本則第15条第2項及び第3項の改正でございます。本年12月に支給しました期末手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.05月分引き上げ、1.25月分とし、再任用職員は0.025月分引き上げ、0.7月分とするものでございます。新旧対照表の3ページから4ページにかけてご覧ください。本則第16条第2項の改正でございます。本年12月に支給しました勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.05月分引き上げ、1.05月分とし、再任用職員は0.025月分引き上げ、0.5月分とするものでございます。

次に、別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるために、給料表の増額改定を行うものでございます。新旧対照表の11ページをご覧ください。本則第15条第2項及び第3項の改正でございます。令和6年度以降支給する期末手当について、第1条で引き上げた分を6月期と12月期に分けまして、再任用職員以外の職員はそれぞれ1.225月分に、再任用職員はそれぞれ0.6875月分に改正するものでございます。

次に、新旧対照表の12ページから13ページにかけてご覧ください。続いて本則第16条第2項の改正でございます。令和6年度以降に支給する勤勉手当について、第1条で引き上げた分を6月期と12月期に分けまして、再任用職員以外の職員はそれぞれ1.025月分に、再任用職員はそれぞれ0.4875月分に改正するものでございます。

改正条例附則でございます。まず、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は令和6年4月1日施行とするものでございます。附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の改正規定は、本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は、本年12月1日から適用するものでございます。附則第3項におきまして、遡って引き上げます給与と、既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、お伺いします。先ほどから施行日、施行期日のことについて質問をしてきたわけですけれども、この一般職についても同様に、令和5年4月1日から遡っての支給と。人事院勧告というのは、民間給与との差額を基に調査をして引上げ率を決めるということですので、4月1日から民間企業は給与改定していますから、4月1日に遡って給与改定するというのは、私は当然だと思っております。ですから、一般職について、この4月1日から遡って実施するというわけですけれども、そこでお伺いしますけれども、令和5年4月1日から遡って12月までの給料の差額分について、9か月分ありますけれども、大体葛城市の職員



全体でどれぐらいのお金が、大体概数で結構ですから、必要になってくるのか。その支給については職員にはいつ差額分が支給されるのか。同じく期末手当についても、12月1日ですから、遡って支給となります。もう既に期末手当が支払われていますから、この差額分を支給するということになるわけですけども、それが大体職員全体でどれぐらいに上るのか。あわせて、いつ支給されるのかということについても伺います。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしくお願いします。

給料表の改定に伴う影響額のうち、4月から12月の9か月分にかかる見込額につきましては、全体で、大体なんですけれども、約2,390万円です。こちら差額の支給日につきましては12月28日になります。同じく期末・勤勉手当の支給月数引上げに伴う影響額につきましては、全体で約1,300万円です。こちら支給日につきましては12月28日になっております。よろしくお願いします。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第79号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第80号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 議第80号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容について説明申し上げます。

まず、初めに改正理由でございます。令和5年の人事院勧告を受け、令和5年11月24日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律並びに葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じた改正及び令和5年改正地方自治法に基づく改正を行うものでございます。

なお、給料表の改正は令和6年1月から、期末手当及び勤勉手当の改正は令和6年4月か

ら施行いたします。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。別表第1の改正でございます。一般職の職員の給料表に準じた改定を行うものでございます。新旧対照表の8ページをご覧ください。本則第3条の改正でございます。会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。本則第15条の改正でございます。フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、読替規定を削除し、常勤職員に準じることとします。本則第15条の2、勤勉手当の追加でございます。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員に準じて支給することとします。また、フルタイム会計年度任用職員の期末手当同様、任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った場合の規定、前年度から引き続き任用された今年度の任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員について、前年度から引き続き任期を含め6月以上となる場合の規定を設けるものでございます。

新旧対照表の9ページから10ページにかけてをご覧ください。本則第25条の改正でございます。パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、支給月数の読替規定を削除し、常勤職員の支給月数に準じることとします。本則第25条の2、勤勉手当の追加でございます。パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員に準じて支給することとします。また、パートタイム会計年度任用職員の期末手当同様、任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員が、1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った場合の規定、前年度から引き続き任用された今年度の任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員について、前年度から引き続き任期を含め、6月以上となる場合の規定を設けるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行いたします。第2条、期末手当及び勤勉手当の改正規定は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** まず、対象となるフルタイム会計年度任用職員の人数についてお伺いします。フルタイムの会計年度任用職員が、葛城市、どこかの時点でということになるとは思いますけれども、人数を教えてくださいと思います。そのうち、パートタイム会計年度任用職員の方の人数がどれぐらいいらっしゃるのか。それからそのパートタイムのうち、週5日勤務で、週35時間以上。正職員が、一般職の常勤の職員は1日7時間45分ですので、週38時間25分ぐらいですか、正規の職員の勤務時間。でも、ほぼ正規職員と同様の週35時間、5日間勤務で7時間以上勤務されている、だけど、扱いはパートタイムなんですよ。そういう方がパートタイム会計年度任用職員のうちに何人いらっしゃるか、この3つの数字を教えてください。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしくお願いいたします。

令和5年10月1日現在の人数で申し上げます。会計年度任用職員のフルタイムの人数は6人になります。パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間の勤務時間が35時間以上で38時間45分未満の人数は181人となります。

**吉村委員長** パートタイムの全員の数ですね。

**南 人事課主幹** パートタイム全体の人数につきましては436人となります。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** パートタイム、フルタイム合わせて442人の方が会計年度任用職員としてこの葛城市で働いておられます。その方について、国のほうも、大変待遇が低いということで、民間の非正規労働者の方と比べても低いということで、このたびの条例改正では勤勉手当も支給できるようにしますというのが1つの条例の内容になってますし、それから、これまで期末手当が支給対象となっていなかったパートタイムの方も、一定の要件以上の方は支給されるということで、大きく改善に向かって国のほうが動き始めていると思います。育休制度も導入する、期末手当、勤勉手当も、会計年度任用職員にも出しますよということであります。

それで、次の質問なんですけれども、私がずっと先ほどの議論からこだわってるのは、人事院勧告ではそうになって、一般職は4月1日に遡る、期末手当は12月1日に遡る。でも、会計年度任用職員の方の今回のこの条例案では、前進面もありますよ、前進面もあるんだけど、先ほど述べた前進面もあるんだけど、実は遡らないんですよ。遡らない。何でなのかということなんです。なぜ遡らないのか。その前に、一体、人事院勧告どおり引き上げる、一般職と同様、人事院勧告で給与を引き上げますと。その対象となる方、引上げの対象となる方、勤務時間が著しく短い方は対象にならないわけですけども、対象になる方で、期末手当、勤勉手当、それぞれどれぐらい支給が、本来やったら、遡ったら支払いはどれぐらいになるのか。先ほど一般職は聞きました。一般職、遡ったらこれだけかかります。もし、遡るとしたらどれぐらいかかるのか。会計年度任用職員の給与引き上げ、人事院勧告で出てきました。一般職に準じてです。一般職は令和5年4月1日から改定されます。つまり、遡及するので差額を出します。先ほど差額金額を聞きました。だけど、会計年度任用職員は4月1日に遡らないんですよ、この案では。でも、4月1日に遡ったとすれば、一体どれぐらいかかるんですかと。一般職と比べてどう違いがあるかというのを見たいので、どれぐらいあるんですか。同じくボーナス、期末手当についても、12月1日に一般職も議員も特別職も遡るんだけど、会計年度任用職員は令和6年1月1日からですから、12月に遡らないんですよ。でも、もし遡るとしたら一体その差額分が幾らぐらいになるんですか。このことについてお伺いいたします。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしく申し上げます。

会計年度任用職員につきまして、給料表の改定に伴う、仮に遡った場合の結果というものですけれども、企業職員を除く会計年度任用職員について、令和5年度の当初予算に計上されてる内容で試算させていただきました。全体で約2,500万円となります。あくまでも実際の執行実績に基づくものではありませんので、ご参考程度でとどめていただきますようお願いいたします。

いします。

同様に、期末手当につきまして、会計年度任用職員について、同じ内容で企業職員を除く当初予算の計上された内容で試算しましたところ、全体で約400万円となります。よろしくお願ひします。

**吉村委員長** 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員** 最初にちらっと聞いたんですけど、施行日がなぜ違うのかと、その理由について。

**吉村委員長** それがあけていましたね。

南主幹。

**南 人事課主幹** 今回の給与改定を4月に遡及して適用しますと、任用時に説明した任用条件と異なりまして、会計年度任用職員本人が想定していない収入が発生することになります。会計年度任用職員の状況によっては、税や健康保険の扶養、あるいは住民税の課税、非課税に係る年収額に影響を及ぼすことが考えられ、会計年度任用職員の年収に影響を与えずに、できるだけ早く増額改定を行うには、令和6年1月から給与改定を適用することが適切と考えまして、施行日を令和6年1月1日としたところでございます。よろしくお願ひします。

**吉村委員長** よろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員** 取りあえず。他の方に。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** 今、最後にお聞かせ願えた、なぜ会計年度任用職員の場合、そうできないかということをお聞きしました。つまり、任用時にはこれだけの給料でということを示して、それで、年収を考えておられる方、パートタイムだったら、当然、年収の件で、扶養家族等であって、税の控除で、それで上がった場合にかえって不利益になると、そういう事例もあるということで、引上げを見送るというお話でした。

ここでちょっと聞きたいんですけども、民間企業と違って労働契約ではありませんので、任用という形でされてるわけですが、この給与の条件についてお示しになる、その示し方はどうされているのか、これについて伺います。というのは、金額で示されているのか、それとも、葛城市の場合、会計年度任用職員の方は号給があります、1級、2級、何号給。号給を示しておられるのか。当初の、これが民間における雇用契約ではないので、公務員の場合にはあれですけど、一応任用条件としていこうですよという、その示している形式はどういう形式でされているのか、その形式がどうなっているのかお聞きします。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしくお願ひします。

任用の当初に、任用条件通知書というものをお渡しさせていただきます。そちらのほうには、勤務していただく1日の時間数、週何日の勤務になるかといった勤務条件に加えて、報酬につきましては号給プラス時間給、もしくは月額という形で明示しております。よろし

くお願いします。

**吉村委員長** ちょっと補足で聞いておきたいんですけど、今、給与明細とかが出たときに、号給が書かれていると思うんです、一般職員の方も、議員も書かれているんですが。会計年度任用職員についても同様に書かれているという理解でよろしい、書かれているんですよね。

南主幹。

**南 人事課主幹** 給与明細のほうに号給が書かれているかどうかというのは、確認させていただきませう。金額は任用条件通知書で時間額もしくは月額で明示させていただいております。

**吉村委員長** 先ほど説明どおり。分かりました。

谷原委員。

**谷原委員** 任用条件通知書のほうには号給も書かれておられるわけですから、号給の給料改定が人事院勧告に準じて行われてるわけですから、当然引き上げることはできるんだろうと思うんです。だけど、先ほどあったように、当初の予定、不利益になる方もいらっしゃるということ。は私、分かるんですが、ただ、フルタイムについてはそうではないでしょうと。フルタイムについては、少なくとも。なぜフルタイムについては遡らないんでしょうか。これについて伺います。

**吉村委員長** 谷原委員の主張としては、フルタイムについては、もう常勤に近いというふうなお考え。

谷原委員、ちょっと補足で。

**谷原委員** 扶養家族に外れる所得の基準が100何万円、130万円、何か今、国会でも議論になってますよ。これを引き上げるかどうか議論になってます。もうフルタイムは130万円ということはないわけです、年収が。だから、そんな理由はならないでしょうと。フルタイムで何で遡らないんやと。人事院勧告ではやっているのに。それを聞いているんです。

**吉村委員長** 分かります。フルタイムについては、先ほどの説明ではちょっと理由にならないので、それについてはどうですかという質問です。

南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。葛城市では以前から、増額、減額いずれの給与改定につきましても、会計年度任用職員につきましても遡及を行っていなかったという状況でございます。よろしくお願いします。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そうなんですよ。遡及は行ってなかった、遡及は行ってなかったんですよ。いうたら勤勉手当も払ってなかった。育休もなかったんです。それを今、育休を与えましょうという条例を皆さん可決していただきました。勤勉手当も出しますという案が出てまいりました。つまり、改善しましょうという方向で国も動いている。全国の自治体でちゃんと遡及してるところもたくさんあります。自治体でちゃんと4月1日に遡って出しているところもあるんですよ。先ほど物価高というお話がありました。そりゃそうですよ。民間企業は4月1日から上げて、それに遅れて上げるんだから、4月1日に遡って、物価高の影響もある、とりわけ会計年度任用職員の方は所得が低いわけですから、最も必要とするわけですよ。確かに、100万円を切れる方についてはそういう問題も発生しますから、逆に上げたことで年収が下

がっちゃう。これはあかんと思います。だけど、フルタイムぐらいはそんなことはないわけですから、これは上げるべきですよ。議員を上げて、市長も上げてね、これは納得できないです。これは意見だけ。

吉村委員長 収入が上がっても所得が下がってしまう人がいらっしゃるということですね。

谷原委員 それは仕方ないけど、フルタイムは何で。

吉村委員長 分かりました。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと1点だけ確認させてください。この10月に厚生労働省のほうで、年収の壁のところ、130万円のところ、連続2年までなら扶養にとどまるといふふうになったと思うんですよ。なってます。だから、今、上げて問題ないんじゃないですか、オーバーしても。

吉村委員長 その辺りについて、いいですか。

南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南です。よろしくお願いします。

奥本委員おっしゃるように、そういう改正をされまして、そういう場合もあるかとは思いますが、税の扶養であるとか、健康保険の扶養、配偶者だけとは限りませんので、そちらのほうも考えまして、今回は1月1日施行日としたところでございます。よろしくお願いします。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 その条件のところ、そしたら、そこの細かく分析されたんですか、配偶者だけじゃないという。配偶者のところは、2年間、猶予措置みたいなんですよ。扶養にとどまるといふふうになりましたけど、それ以外のところは一体何人いてるんか、配偶者のところの人は何人か。実際のところ、さっきの数からいったら、パートタイムが436人ですよ。恐らく35時間以内でやってる181人を除く255人がその辺かなと思うんです、この数字からいったらね。でも、その分析が本当にできてるのかどうかですわ。そこはされたんですか。

吉村委員長 分析をされたかどうか。

南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南です。細かいところまでの分析はまだ十分にできていないところです。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 やっぱり130万円のそのところというのは、この今の、恐らく私、思うには、この255人がその対応なんです。でもその255人は救済措置はあるんですよ。残り181人のところが、実際どうかというところをやっぱり分析しないと、来年1月1日にするという根拠がちょっと薄いような気がするんです。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 ちょっと確認、もう一回させてもらう。谷原委員が言われたフルタイムはなぜ遡らないかというところら辺の回答を、答弁をもう一回いただきたいんですけども。

吉村委員長 阿古市長。

**阿古市長** どうもご意見ありがとうございます。実は判断に悩んだのはまさにその部分でございました。従前から葛城市、ほかの自治体もそういうところが多いんですけども、遑ってやらないというのがほとんど、新年度からやられてるのがほとんどでありました。今回、会計年度任用職員につきましては、処遇改善と、ボーナスも含めまして期末手当も改善されております。そして今回、物価高騰ございましたので、遑ってやるのかやらないのかというところを実は、検証といいますか、考えました。全国的には遑ってるところと遑ってないところがあります。その中で、葛城市は従前は遑らないでやっておりましたが、1月から、先ほどの問題点も若干ございましたので、年収として取り扱う、1月から12月の期間に合わせた形で、1月から改定を行うという判断をいたしました。委員ご指摘のことは考えておりましたけども、その中で対応の仕方としては、それがベストではないかという判断の中で、今回の条例を上程させていただいたわけでございます。いろんな考え方が全国的にもあると思います。多分、葛城市のこの1月からというのは非常にまれなパターンかなと感じております。遑る、それが新年度からやるというパターンのほうがほとんどであると。1月からというのはまず全国的にも少ないのかなと思いますけども、その辺が今回、葛城市として対応できる水準なのかなという判断をいたしましたわけでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 川村委員、よろしいですか。分かりました。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 国の動向についてお伺いします。国がこの件についてどのように述べてきてるのか。会計年度任用職員制度について、この給与改定に当たって、国はどのような方針を示しているのか。先ほどありました、上げている自治体もあるわけです。財政措置がどうなってるか、上げたところの財政的な措置はどうなってるのか。日本共産党の国会議員の伊藤議員が、国会で総務大臣とやり合っている記録もありますけれども、上げる自治体があるわけですけど、それは国はどのように手当しているのか、この点について伺います。

**吉村委員長** どうでしょうか。国の動向ですよね。財政措置も含めて。

南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課の南です。国からの通知によりますと、制度の趣旨としては、常勤職員と同様にするものとされております。あと財源措置につきましては、令和5年11月10日の総務省自治財政局財政課からの通知によりますと、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置するため、地方交付税を増額交付するというふうにされておりますが、県のほうに内容について問い合わせましたところ、総額が示されてはいますが、具体的な措置内容ということについては不明であるということでございました。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 分かりました。国のほうは通知文を出して、一般職と同様にするという趣旨とする通知を出しているということが1つと、それから地方交付税措置については、一般職の引上

げ等も含めて地方交付税措置をすると。ただ総額は示されているけども、具体的にまだ下りているわけではないということでありますけれども、国としても改善に向けてそういう措置を取っているわけですね。それについては分かりました。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私はこの件について議員間討議を希望いたします。

討議の論点としては、やはり会計年度任用職員の方も、一般職に準じて、国の通知どおり、葛城市においても4月1日に遡って引き上げることについて議論していただきたいと。もちろん先ほどありました、不利益になる方もおられますから、そういうこともありますけれども、例えばフルタイムの方、こうした方については引上げは可能だろうと思いますし、その点では、我々が決めるわけですから、議会が条例を。だから修正案で可決すれば、これはできるわけですから。だからそういう意味で、これは非常に重要なことですので、議員間の討議を求めて、皆さんのご意見をお伺いしたいと。できれば、合意ができれば必要なところで修正案を出せたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** ただいま谷原委員のほうから、国の通知どおりすべきであると。交付税措置もされるからというふうなことについて、議員間討議というふうなことを希望されました。このことについて、各委員の皆さんのご意見をお伺いをしたいと思っておりますけれども、一定時間、論点について整理をしたいと思っておりますので、暫時休憩に入りたいと思っております。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 0時05分

**吉村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど谷原委員から、議員間討議の申出がございました。これについて各委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

何かご意見ございませんでしょうか。

まずもう一回、再度、谷原委員。

**谷原委員** 議員間討議、私、求めた理由なんですけれども、これだけ、理由だけお伝えして、ぜひ活発な議員間討議ができたと思うんですが、ちょっとさっきも言いましたけど、会計年度任用職員の例えば給与改定については、市長が提案しますけれども、提案は市長ですけれども、決めるのは議会です。給与を引き上げるかどうか決めるのは議会なんです。議会が議決しなければこれはできないわけですから。だから非常に私は慎重な討議を求めたいと思うんですが、最初に言いましたように、市長、教育長、副市長、特別職は遡及しました。ボーナス遡及しました。議員も遡及しています、期末手当ですけど、12月1日からです。ところが、国も人事院勧告も、一般職に準じて行いなさいと通知も出て、財政措置もしていると。そういうことをやってるのも12市のうち2市あると。私、議員が、自ら決めておいて、特別職も



そういうことをやっていいですよと決めておいて、なぜ、例えばフルタイムの職員なんかは、関係ないわけですよ、税金とかその他。あまり大きな関係はないわけやから、少なくともこういうフルタイムだけでも、遡ってやったらどうかなと私は思います。もちろんパートタイムの方はいろいろあって難しいこともあるかも知れませんが、それを、議論を私にしたらいいと。場合によって、私は修正案を出すということだっていいわけですから、そこら辺を皆さんどうお考えなのか。少なくとも議員自らが優遇しておいて、葛城市のために働いている同じ職員じゃないですか。同じ職場で働いているんですよ、窓口で。パートタイムの方、フルタイムの方もそうでしょう。一般職と肩を並べて働いてはる。そこで国も改善しましょうと言うてる。やってる市もある。阿古市長がよく研究されてるのは分かりますよ。ハイブリッド型じゃないけど、1月1日からというのは分かります。財政的な負担も大きいですよ、確かに、全部上げるとしたら。だけど、来年度からこれを上げざるを得ないんだから、いずれにしても、これだけの財政がかかる。一般職員よりも多い引上げ幅ですよ、先ほど聞いても分かるように。それぐらいの方が、葛城市で、会計年度任用職員として働いてくださってるわけですから。4月1日からの引上げ、これはもう、物価高ということもあって、政府もかなりしっかりとここは対策を取ろうというふうな方向だと思うんですよ。来年度のこともあるんです。人事院勧告は毎年ですから。来年度どうするんですかということも含めて、ここできちっと議論しておかないと、葛城市はいやもう、これまでどおりなんだという姿勢でいくのか、それは議会がですよ。我々議会がそれを認めるのかどうか。それを問われていると思いますので、ぜひそこら辺を議論していただいて、私はフルタイムだけでも、修正案を出させていただいたら、1つは大きなメッセージになると思うんです、新年度に向けてね。そういうことですので、ぜひご意見を伺いたいと思っております。

**吉村委員長** 今、谷原委員の主張というか、ご意見としてはそういうことでした。先ほど理事者側からは、フルタイム6人、それから、パートタイム436人、合計442人、会計年度任用職員がいらっしゃるわけですが、様々な、フルタイムの方もいれば、パートタイムの方もいらっしゃって、1度に遡及してしまうと、反対に不利益を被る方もいらっしゃるという中で、年が替わって、そういう理由から今年の1月に戻って、そこで遡及をするという。先ほどちょっと谷原委員ハイブリッド型とおっしゃいましたけれども、いわゆる去年の4月まで戻らないとか、来年の4月からじゃなくて、令和6年1月1日からというふうなことで、葛城市としてはしたいというふうなことを理事者側から先ほど説明がありました。

これを受けまして、各委員の皆様、何かご意見ございませんでしょうか。

西井委員。

**西井委員** 私、今、理事者側の説明で、特にパートとかのも一生懸命やってる人、ほんまに報酬、こういう人事院勧告以上の報酬を出してもええくらいやなと思うわけですが、ただ、現実には、同じように職場として、来られてる方で、結局、フルタイムの方だけを出したらいいやないかというたら、同じ仕事をして、フルタイムとそういうので差が出るという仕事をしてる方同士の不満も出てくる可能性もあるし、せやから、今、12市の中の資料で、2市が、遡ってるらしいですけど、現状を聞いたら、やはり逆に損をする方をつくるような

ことが、非常に難しいなど。そやから、谷原委員のおっしゃること以上に私は思つとるわけですけど、やはり、数名にしたかて損をする方をつくる勧告をするということ自体が、非常に難しい問題で、それをカバーするために、わざわざ葛城市として、人事課のほうでは、1月1日にされたんじゃないかなということになった。それもそれで理屈が合うんじゃないかなと思っております。

**吉村委員長** これを受けまして、谷原委員も含めて何か討議ございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** フルタイムとパートタイム会計年度任用職員、これは葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の中に、はっきり第2条のところで区別をしてます。処遇についても区別しておりまして、第3条ではこうなってるんですね。フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。ここに勤勉手当の改正案が出るわけですけど、現行の条例を読みましたが、けれども、つまり、もともとパートタイム会計年度任用職員の方には手当が出ないと大きな差があります、フルタイムとは。フルタイムの方はかなりもう一般職員とほぼ同等の手当が出せます。それはもうはっきりと、先ほどありましたように、フルタイムとパートタイムは明らかに違うので、フルタイムの方、6人、僅か6人ですけども、本当はもっといいと思うんですけど、35時間以上働いてる方が、先ほどの数を聞かれたと思いますけれども、もう私、たった15分だけ切つて、ほとんどフルタイムと同じように働いてて、15分だけ切つて、週5日働いて、週35時間、もうほぼ正職員と同じぐらい働いてるような方、僅か勤務時間切つて。そういう方もたくさん、でもその方もパートタイムなので、この方の処遇改善も問題なんだけれども、まずは、私はフルタイムについての職員については、ほぼ職員と同等の扱いの給与になってますので、これを変えてもパートタイムの方は確かに、不満をお持ちかもわからないけど、そもそも条例そのものの給与の在り方がもう全く異なってますので、これはご理解いただけるものだというふうには私は思います。

**吉村委員長** ほかに討議はございませんでしょうか。

奥本委員。

**奥本委員** 今、理事者のほうからご説明いただきまして、このところを遡るとするのは非常に不利益になる方が出てくるというので、理解したところなんですけども、そうなってくると、この議第80号に関しては賛成せざるを得んかなというところなんですけども、そもそのところでいくと、私、任期付採用職員という制度自体が、やはり労働者の本当に尊厳を傷つけるような感じ、本来の民間企業であれば、雇用に関しては労働契約法というのは必ずあつて、守らんとあかんので、仮に有期の契約であっても5年を超えたら、無期契約に、すぐに正社員になるわけなんですよ。ところが、この任期付採用職員は、5年ルールがもう全く適用されないところで、言ってみればいろんな生活設計、人生設計に影響を与えている。今回これが遡及できないというところは非常に残念なんですけども、少なくとも、それやったら単年度契約をできるだけ延ばせるような、あるいは正社員への登用の道というのは、これはほん

ま、地方自治体ができるかどうか分らんけど、そこをやってやらないと労働者の権利というか、その人たちの人生設計がやっぱり短期でしか見れないという、ここが一番問題かなと思うんですよね。だから、やっぱりその辺のところを、何か地方議会で考えれるところはどこなかと、私、今分からないんですけども、そういうところに今後の話合いのところにつなげていけたらと思うので、この辺のところ、本当にこれ、谷原委員おっしゃるように、これを遡ってというのはやりたいんですけども、そうやるとその不利益の方が出るというところがやっぱり悩ましいところですよ。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これ、フルタイムでも不利益が出ますか。フルタイムの方の不利益って何ですか。これ、考えられないじゃないですか。税金のほうの130万円の壁なんていうのは、フルタイムの方は130万円じゃないから、年収は200万円、300万円近くなるか、250万円、220万円、230万円か、もっとか分かりませんが、フルタイムだけでも入れたらいいんじゃないですか。パートタイムはいろんな方がいらっしゃると思います、それは。でもフルタイムは何で、もともとフルタイムとパートタイムは処遇が違いますから、先ほど条例を読み上げたように。僕もこれ、長くなるのはあれだから、ぜひ、これだけ言うときます。それでもうやむを得ないんだったら、もう終結していただいても結構ですけども、やってる自治体は全国であります。奈良県でも2市あります。来年のことに関係することですから、これ、給与改定で、税で不具合が起きますよと、そういうこともあり得ますよと、最初に明示して募集すれば、こんなのはクリアできるわけですよ、来年度からは。来年度からクリアできますよ。不利益被ることを前提で上がる可能性があるということを、それで職業を選んでもらう。それでも圧倒的多くの方が利益を得るわけやから、一部の人は不利益被る方が出てくる。でも、それは分かってもらってやるとか。そうすれば来年度の、毎年人事院勧告が来るわけですから、その度に、職員の給与だけ、あるいは議員と特別職の給与だけ遡ってですよ。期末手当ね。いや、だけど、会計年度任用職員の給与改定でしょう、今回。期末手当と会計年度任用職員の給与改定もあるんでしょう。ボーナスだけじゃないですよ。特別職は給料は一定ですから、今。期末手当については遡ってるわけですよ、現実には。議員も遡ったわけじゃないですか。だから、こんな具合悪いですよと。これを毎年やるんですかということになるから、そこは、来年度からきちっと遡及するということを明示して募集をかけると。他市、今、2市あるし、広がっていきますよ。これ、国がやれと言うてんのやから。財政措置も、それは地方交付税措置やからどれだけ入るか分からないという問題はあるけれど、やるって言うてるんだから。その制度のあれをちゃんとやっていくことが明らかになれば、私、いいと思うけど、今年度はフルタイムだけでもやったらどうか。不利益を被ることはフルタイムはないと思います、利益だけだと思いますから。パートタイムはちょっと除いてね。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** フルタイムのこの6名の内訳というか、どういう方なんかという立場なんですよ、要は。恐らく私の考えですけど、一旦退職された方じゃないかなという気はするんですけど、だからその辺りのことも考えてるんですか。それとも全く関係ない。要は、フルタイムを選択さ

れてる理由というのはどこにあるのかなというのは考えるんです。やっぱり正職員と同じ業務、もう本当にフルで働いていらっしゃるんやったら、当然ここだけでも適用するべきかなと思うんですけども、このフルタイムという、もし今、教えていただけるのであれば。

吉村委員長 今、個別にちょっと。そうですね。

奥本委員 パートタイムは分かりました。それぞれの家庭の事情があってというのは分かるんですけども。

吉村委員長 分かりました。今、議論の前提として、フルタイムという方が、どういった方がということを確認したいということによろしいですか。

まず、奥本委員の意見を今、伺いまして、その上で、では、川村委員。

川村委員 回答は求めないんですか。もういいんですか。

奥本委員 求めたいけど、すぐ出ない。

川村委員 質疑はできないから。

奥本委員 できないですね。

川村委員 こちらに、今、なぜ、フルタイムの。

吉村委員長 理事者側に対して質疑はできませんので、谷原委員に対する。

谷原委員。

谷原委員 フルタイムの方がどなたかというのは、聞いてみないと分からない話ですけど、再任用のような形ではないので、辞められた方ではないというふうに私は思います。特定の職種だろうと思いますけれども。ただそれはフルタイムで、先ほどあったようなほぼ正職員と同じような手当、通勤手当も含めて、住居手当も含めていただいているような方なので、人事院勧告で不利益になることはない。私が聞いているのは、先ほど言ったパートタイムの方で、年収が130万円未満の方とか、いろんな方についてはいろいろと問題があるということは私も聞いてましたので。だけど、極端に言うたら、週35時間働いてる。週35時間ですよ。週5日、1日7時間以上働いているパートタイム会計年度任用職員についても、これは不利益はないと思います。あるのは短時間勤務の方、つまり、時間で抑えて働いておられる方がいらっしゃるの事実なので、その方が不利益になると思うんですけどね。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 今について、いいですか。

吉村委員長 はい、もちろん。

奥本委員 今、この辺の詳しいことは理事者に聞かないと分からないということで、谷原委員おっしゃるように、やっぱり専門の非常に高度な知識をお持ちの方がこの6名に該当するんだと思うので、それやったら遡ってもいいかなという考えです。それと、先ほど言ったパートタイムのところで、いろんなほかの収入が分からないというところで、これを除いたというか、一応来年の1月1日にしたということですけども、そののところも、分からんというか想像の域でしかないので、1回本当に聞いてみたらよかったんかなと思うんです。影響が出ますか、どうですかというのを実際の436人に対して、そのうちの181人は、谷原委員おっしゃるように、私も影響はないと思うんです。残りの255人に対して、実際のところ、影響は出ま

すか、出ませんかぐらいやったら、聞くべきやったんかなという気はしますね。

**吉村委員長** なるほど。分かりました。

川村委員。

**川村委員** 議員間討議ですので、谷原委員にもいろいろと議員間討議を求められた理由も含めまして、お聞きをしたいと思います。

最初にいろいろと、要するに特別職、議員が遡れるのに、この条例については全くその対象にならないことについて、いろいろなご意見を言われましたけども、その論点が、だんだんちょっと小さくなってきてると。というのは、結局フルタイムのところの方がどうなのかというところに落ちてきてくれてはるので、私はちょっと最後に、いろんな議員間討議の中で、谷原委員が、どこを一番、議員間討議の論点にされてるのかなというところをしっかりと聞かせていただきました。このフルタイムの方と、それからパートタイムの方、特にパートタイムの方につきましては、いろいろともう令和5年度に辞められた方もいると。結局不利益になるというデータがやっぱり出ない中で、不利益というのがどのぐらいのものなのかということも分からない中で、今回は議決をしないといけない状況になってると。もちろん理事者にもそれが分からない状態。それはもう個別の問題ですので、今、12月のこの時点になって、これを12月に遡及してやっていくということになると、我々の想像の中で不利益になるだろうと。ただし、パートタイムじゃなくてフルタイムの方は、6人の方ですか。それをただし書などしてフルタイムに対しての修正案を出すことについてどうかと。フルタイムの方の内容はどうかというところのデータも質疑の中にもなかった。そこは、今、それぞれの方がどういう状況で働いていただいているかということについても、明確なご指摘もないように私は思いました。そんな中で、1か月もすると1つ前進していく話です。どこまで、その配慮をする時点が12月、この1月1日より前なのか後なのかという議論ですので、それぞれの方に、この遡ることができないことの不利益というのが、期間的にどれほどのものなのかというところを、やっぱり私はしっかりと論点にしないといけないのかなと。これが、1年間待ちなさいという話ではないわけですので、12月1日で行くのか、1月1日で行くのかというところに、葛城市として、そこを非常に配慮した部分があったという答弁もありましたので、私はそういった部分から、条例の改正ですので、この中でどんな修正されるのかなというところはまだ、ちょっと1回お聞きをしたいところなんですけど、ただし書で、フルタイムの方はどうであるということを明確に条例の中で定められるような根拠というものがお示しいただければ、ぜひその辺りのお話を聞かせていただきたいと思いますんですけども。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** もう一回正確に整理をしておきたいんですけども、これ、2つあるんですよ、遡及するというのは、会計年度任用職員の場合はね。つまり、給与の引上げ、それから期末手当の引上げ、2つあるんです。給与については4月から遡って引き上げますよと。これは職員はそうなっています。期末手当については、12月1日というのが、一般職も議員も特別職もそうだけど、会計年度任用職員については、これは違うわけです。令和6年4月1日やから、次の6月1日の期末手当から引き上げられると。12月には遡及しないと。この2つあるので、

これで、要は不利益の問題なんですけれども、誰が不利益か分かりません。分からないんだけど、契約上、契約とは言わないのか、任用上の問題で、任用時に条件を出してるわけです。その条件で、こういう変更がありますよということは示されてません、多分ね。年度途中で、人事院勧告があった場合に、遡及して給与が上がる場合がありますよということを示してないので、示してない状態でお一人でも不利益になる方がもし出たら、この方たちの対応ができないと思います。実際に、行政として難しい。だから、そういうことを避けるために、いらっしゃるかどうかわかりませんよ、分からないんだけど、そういうことはやっぱり避けなアカンので、私はパートタイムの方について、現実には、今の段階ではどなたかということとは分からないわけですから、不利益、利益になる方は、線引きは難しいわけですから、パートタイムの問題は、これは難しいだろうなど。実際に、でも、週35時間以上働いている方は不利益にならないだろうと思いますよ。だから、本当はこの方もしっかりと、僕は遡及したらいいと思う。でもこれ、財政の問題も当然出てきます。パートタイムの方の考えもあります。僕としては、基本的にはフルタイムと、週35時間以上働いておられるパートタイムの会計年度任用職員については、引き上げても何ら問題がない給与レベルだと思ってますので、それは引き上げたらいいんじゃないかなと思います。ただ2市がどういうふうな形で引き上げておられるのか、全国ではいろんなところも上げてますから、どういうふうな措置を取っておられるのか、これは研究する余地があると思いますけども、議会として私は、先ほど言いましたように、道義的な問題として、議員は期末手当について遡りましたよ。給与は報酬ですから、遡及はありませんから。自ら遡及するようなのを決めといて、会計年度任用職員については、難しい問題があるけれども、そうでない方もいらっしゃるわけやからそこは、ちゃんと引き上げていただけたら、議会としてもいいんじゃないかなと思いましたので、これだけにしておきます。修正案を出す出さないはここで議論することでもないと思いますので、私のほうで、本会議で出すとすれば、そういう方がいらっしゃれば、賛同者が要りますので、それはそれとしてと思いますけれども、ありがとうございました。

**吉村委員長** 2市につきましては、検討中であろうと思います。また、決定はされてないと思いますので、そこだけちょっと訂正をしておきたいと思います。

議員間討議につきましては、大体、今、それぞれ意見も出たしということで、皆さん、会計年度任用職員の不利益にならないというところではもちろん一致もしているし、それからあと、労働条件というか、この制度自体に対する問題提起も中にはあったかと思いますが、また、今後これも議論をしていきたいというふうに思います。

以上で、取りあえず議員間討議につきましては、ほかになければ、これより討論に入りたいと思います。

討論はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例につきましては、会計年度任用職員の方の処遇改善ということで、1つは勤勉手当をフルタイム会計年度任用職員の方に支給できるようにいたしました。そして、パート

タイム会計年度任用職員の方については、期末手当及び勤勉手当が支給できるという制度改正となっております。また、人事院勧告に準じて、俸給表の引上げということで、給与改定も行うという案ですので、賛成いたします。

しかしながら、施行日が、議論をしまいいりましたけれども、私としては納得できないところがありますので、議員の方の賛同を得ることができましたら、本会議等で修正案として出したいと思っております。

以上です。

**吉村委員長** ほかに討論はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第80号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。

議第81号及び議第84号の条例の一部改正の2議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第81号及び議第84号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 議第81号、葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。会計年度任用職員として任用される技能労務職員についても、地方自治法の改正により支給可能となった勤勉手当に関する規定を設けるものでございます。

続けて、改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第4条、会計年度任用技能労務職員の給与でございます。会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類に勤勉手当を加えるものでございます。新旧対照表の2ページをご覧ください。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

続きまして、議第84号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。会計年度任用職員として任用される企業職員について、先ほどの技能労務職員に対するものと同様に、地方自治法の改正により支給可能となった勤勉

手当に関する規定を設けるものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第17条、会計年度任用企業職員の給与でございます。会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類に、勤勉手当を加えるものでございます。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** フルタイムあるいはパートタイムの会計年度任用職員の数について、それぞれお伺いします。

**吉村委員長** 南主幹。

**南 人事課主幹** 人事課、南です。よろしく申し上げます。

会計年度任用職員の人数について、令和5年10月1日現在で申し上げます。技能労務職員である会計年度任用職員は5人で、全てパートタイム会計年度任用職員です。企業職員である会計年度任用職員は6人で、こちらも全てパートタイム会計年度任用職員になります。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 谷原委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決につきましては1議案ごとに行います。

まず、議第81号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。なお、午後2時ちょうどから会議を再開をいたします。

休 憩 午後0時38分

再 開 午後2時00分

**吉村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件について、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、委員会の終了後に、3月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、(1)新庄庁舎改修事業についてを議題といたします。

本件について、理事者よりご報告願います。

林本総務部長。

**林本総務部長** 皆さん、こんにちは。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

それでは、新庄庁舎改修事業についてご説明をさせていただきます。

新庄庁舎につきましては、昭和62年に建築されまして、36年が経過しております。現在に至るまで、建物の抜本的な改修工事は実施しておらず、経年劣化による損傷等が発生し、老朽化が進行しております。そこで今年度の当初予算で改修工事に係る設計業務委託料をお認めいただき、このたび設計業務が完了いたしましたので、その事業の概略についてご報告をさせていただきます。また、あわせて、改修工事費等につきましては、今定例会の一般会計補正予算において、令和6年度までの債務負担行為として上げさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。これよりは、詳細につきましては管財課長より説明をさせていただきます。

**吉村委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、事業概要につきまして、お手元の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。配布をしております資料の2ページをご覧ください。現在の外壁の状況と補修の予定の工程の資料でございます。外壁等につきましては、浮いている箇所が多数ございますので、接着剤等を注入いたしまして、あとはまた、割れた箇所につきましては、取替え、交換をしていくという予定でございます。資料の3ページ目をご覧ください。現在の屋根の状況等をお示ししております。屋根、ベランダのコンクリート部分につきましては、防水機能が低下しておりますので、その辺を改善していきたいというふうに思っております。4ページ目を

覧いただきますと、5階の議場、もしくは玄関ポーチの雨漏り等の改修が必要かというふうになっておりますので、その辺をまた改修していきたいというふうに思っております。資料の5ページ目を見ていただきますと、南側の玄関前のロータリーの写真を載せていただいているんですけども、ちょっと剥脱なり剥離しておりますので、車が通ったときに、その石片が飛んだりして、事故が起こるとか、あと歩いておられる方が、へこみにつまずいてけけたり、けがをするおそれもありますので、その辺は改修していきたいと。あと、玄関前につきましては、段差もあることから、その段差の解消と、目の不自由な方が南側から玄関、建物の中まで入っていくのに不便な状況もございますので、誘導ブロック等を新設したいというふうに考えております。また、植え込みにつきましても、建築当初とはかなり見栄えも変わっておりまして、案内看板が見えなくなったりとか、あと周辺を照らす屋外灯が木に埋もれてしまって、全然明かりが見えない。あと、出入りする車の車両が、木が植え込みが高くなって、安全確認ができないという状況もありますので、その辺を解消していきたいというふうに考えております。あとほかにも、建具につきましても、かなり劣化状況も進んでおりますので、その辺も改修していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 新庄庁舎の外壁改修の概要、ただいま説明していただきました。1つ質問させていただきたいんですけど、協議会でもちょっとお話があったと思いますが、ページ数でいうと、5ページのところで、新庄庁舎正面ロータリーの床タイルが剥がれてきている状況ということで、今、ご説明がありました。改修する理由として、例えば石が欠けたとか飛んでとか、あるいはつまずいてとかいうふうなことをおっしゃったんですが、そういうふうな事例がこれまであったのでしょうか。具体的にそういう事例があったのかどうかですね。

それから2番目は、これ、タイルと書いてあるんですけど、床タイルとあるんですけど、あれはタイルなんですか。タイルというたら薄いものですけども、これは何かピンコロというか、四角い、もうちょっと厚いものなのかなというふうに思ったりしてたんですけど、この素材についてお聞きします。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

まず、事故、けが等の状況でございますが、実際のところ、ここにつまずいてけがをしたという報告と、あと、車が通って石が飛んだとかいう実際のご連絡はいただいておりません。ただやっぱり事前に防ぐというのがありますので、市のほうといたしましては、ちょっと見栄えは悪いんですけども、レミファルトで固めたりとか、以前、事前にコンクリート、モルタル等で動かないようにして、抜本的な修理はできていないんですけども、緊急避難的な予防はしております。あとタイルかどうかというお話なんですけども、これ、高さが2センチメートル、1センチメートルぐらいの厚みの石でございますので、見た目がタイルなもので、こちらとしては、タイルというふうに呼んでおります。

以上です。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これを5ページの下にあるようなカラー舗装による改修を行うということでありませけれども、私はこれ、長年にわたってこの新庄庁舎のロータリー、今ありますちょっと厚みのある石のタイル、タイルといえばタイルなんですけども、石を敷き詰めてあって、ところどころ、レミファルト、アスファルトなどで補修で埋めてあるところがありますけども、長年にわたって非常に長もちしてきたものだろうと思うんです。下のカラー舗装にこれから変えるということですが、カラー舗装については、葛城市内幾つかの箇所でカラー舗装をしてるところがあります。このロータリーは車も入りますので、カラー舗装にした場合、非常に傷みが早いのではないかと懸念してはるんですけども、そこら辺のカラー舗装の耐久性、車の入るところですので、それをどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** ただいまのカラー舗装に対する耐久性の問題でございますが、どのような車両がどのような頻度で入っているかによりまして耐久性は変わってくると思うんですけども、数年たてば汚れ等が出てくるというふうには想定しております。ただ、アスファルトの耐用年数は10年というふうには設定されておりますので、使用することについて、10年以上は問題なく使用できるかなとは思っております。ただどんな施設であっても、20年前後で予防保全は必要になってくるというふうには考えておりますので、その辺りでまた見直し等は必要かなというふうには思っております。

以上です。

**吉村委員長** 谷原委員、よろしいですか。

**谷原委員** この件というか、今の質問では結構です。ほかの方。

**吉村委員長** ほかにご質問等ございませんでしょうか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点伺います。一番最後に配置図がありますよね。この中で私、車椅子の肢体不自由者の対応の駐車場について確認したいんです。

まず、南側の正面玄関には、新たに肢体不自由者対応の駐車場を新設されてという、これはいいんですけども、北側の駐車場のところなんです。今現状、おもいやり駐車場というのが3つございます。ところが、おもいやりなので、肢体不自由者だけが使うというわけじゃないんですけども、そういう方も使われると仮定した場合に、スロープがないんですよ。一旦道路に出て、北側の自動ドアの入り口から入らないといけない。ところが今回スロープ新設と書いてあるのはいいんですけども、一番西にあります。ここから入った場合、西倉庫のところの横のドアというのは自動ドアじゃないので、開けないといけない。だから車椅子の方は段差もあるし、入れないんですよ。となると、また、延々、東のほうへずっと来て自動ドアのところまで行かないといけない。この動線が、何でここにこういう動線になるのかというのはちょっと解せないんです。やるのであれば、このおもいやり駐車場のところの横にスロープをつけるべきじゃないかと思うので、その辺のこれはどういう理由からなんで

すかね。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

まず、おもいやり駐車場の近くに身体障がい者用の、肢体不自由者用の駐車場を設けて、その近くにスロープをというところも一応考えてはみたんですけども、アスファルトの部分と玄関までの段差というのがかなりこの部分はございまして、傾斜をどんなふうにつけていたら自走で車椅子の方が乗れるかというところもありまして、もともと車椅子を利用される方というのは、今まで庁舎の南側によく置いて利用されてる方が多かったのでございますが、この庁舎ができた時の在り方としましては、庁舎の南側というのはあくまでも車椅子用であって駐車場ではないというところなんですけども、現在今、駐車場としてよく多くの方が利用されてますので、その辺は駐車場としてもう一度見直して、そこに安全な、歩行者も動線も確保しながら、身体障がい者用の車椅子のスペースを設けさせていただいたというふうになっております。あくまでも、車椅子を利用せずとも、おもいやり駐車場を利用される方は、既存の部分で、肢体不自由者の方につきましては、南側のロータリーに新設した車椅子対応の駐車場を利用させていただきたいと。どうしても南側のスペースだけでは車椅子の利用の方が困ってしまうということであれば、庁舎の西のほうにご案内させてもらって、距離はあるんですけども、自走でゆっくり入っていただけるというものでございますので、北側の玄関に回っていただいて、ご利用していただければというふうに考えております。

以上です。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ちょっと今の話、2つ何か解せないんです。

まず1つは、正面に、2台分の車椅子の身体障がい者用の大きなスペースがあるんですけども、そこで、足りない場合は西側に回ってもらう。西側へ回ってもらっても、そこからずっと東側の自動ドアのところまで、雨の日なんか雨にぬれながら行かんと駄目なんですよ。それが何でこのおもいやり駐車場のところあたりにこれ、できなかったかなというのが、まず1点。

それと、段差を、階段のところとスロープの距離とかいう話でしたけども、今、新設のところを見ると車約1台分のスロープでやっていますよね。こっちには造れて、何でこの東側のところのおもいやり駐車場のところで同じような面積を取れるのに、これが段差が駄目なんですかね。車椅子に限らずとも、やっぱり歩行者で階段がしんどいという方がいらっしゃって、スロープがあっても手すりがあるというのは理想的なんですけども、そこに車椅子も通れるというのが一番理想かなと思うんです。そうやってくるとあまりおもいやりじゃないような気がするんですけども、その辺り、今おっしゃっていることが、まず、その勾配の問題、これだけの距離で造る分には同じだと思うんです、私、これ見る限り。あとやっぱり西側に誘導するにしたとしても、雨降ってるときとか、やっぱりその辺りどう考えてはるんか、もしも何か屋根でもつける計画があるんですかね。

それともう一つは、西側にこのスロープから上がってきたときに、今のタイルのところと

というのは車椅子で非常に行きにくいです。自分で動かすにしてもあのタイルのところをアスファルトよりもかなり体力を使います。車椅子の方にはフレンドリーじゃないかなと思うんですけども、その辺りどうですか。

**吉村委員長** この辺り詳しく。

倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課、倉田でございます。

今回改修に当たりましては、車椅子の方につきましては、あくまでも南側の新設します駐車場をご案内、最優先でさせてもらって、そこに置いていただくというのが第一に考えております。西に置くというのはあくまでもそこが埋まっている、非常的な救済措置といえますか、最低でもここは空いていますよ、ここからでしたら自走できますよという意図で造らせていただきました。段差につきましては、見ていただいたら分かるように、ちょっと図面では分かりにくいんですけども、西側の段差と北側正面の階段のあるところの段差につきましては、かなり差がございます。北側は、アスファルトから玄関まで、かなり、1メートル弱ぐらい高低差がございます。西側のところにつきましては、20センチメートルぐらいしか段差がございますので、緩やかに北側のほうに、北側玄関に向かって傾斜がついておりますので、これは私どもは実際車椅子に乗って走って見たわけではないんですけども、これなら自走で何とか越えていただけるかなというふうな思いで、造らせてもらっています。あと雨に対する考え方なんですけども、そこに屋根をつけるというのはなかなか今の状態では計画には入っておりませんので、難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 言いつ放しになりますけど、百歩譲って、車椅子が南側から入るというのを前提として北側あるいは西側を使わないと言うんやったらいいんですけども、でもやっぱり車椅子自走対応と書いてあるんやったらそこまで配慮は必要かなと思います。

それと、段差の高さがどうのこうのと言うのであれば、今現状、東の道路にまで出ていかんと駄目だということですよ。そこをうまく逆に、何か解消する方法はなかったんかと思うんですよ。

あともう一つは、本当に車椅子の方の利用を想定しないんやったら、今現状、おもいやり駐車場の横のところを例えばスロープにする、歩いて通れる方ぐらいがスロープで上れるような手すりをつけたというふうにやるほうがよっぽどいいと思います。もう言いつ放しですけど。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私も、関連しているところになるんですけども、最初に言いました正面のところは、アスファルト、化粧するということですけども、これは、やっぱり身体障がい者用のスペースとしてちゃんと駐車場として整備したいということでもありますから、今の敷いてるものを全部取って、アスファルトにして、ここに肢体不自由者の対応の駐車場を設ける、これはこ

れで私は納得するところがあるんです。費用はかかりますけれども、補修ではなくて、新たにそういう形で正面玄関を駐車場スペースとして整備したいと。これは分かるんです。そうすると、先ほど来出ている奥本委員の、おもいやり駐車場の今あるところ、北側の3つほどありますけれども、私、これは、例えばおもいやり駐車場、東側、下のところは3台分止まるようになっていきます。だからこちらにずらして、おもいやり駐車場を1つ、スロープをきちっとつけると。そうすれば、ちょっと張り出すことにはなるんですけども、囲む感じになるかと思うんですけどね。3台分と、横にスロープがあると。スロープがあればどうしても、壁になってしまうところはあるんですけども、その一角は一角として、おもいやり駐車場として確保して、そこからスロープで上がっていけるようなものが取れるんじゃないかと思うんですけども、そういうことは考えられないでしょうか。つまり、おもいやり駐車場から、先ほど奥本委員がおっしゃるように、そこからすぐスロープで入れるほうが、これは妊婦さんとかも含めておもいやり駐車場になってますので、手すりも含めて、いかな西側のスロープ新設というて、こんなところへスロープをつけても、こちらのほうも非常に車はいつも混んでますし、どうもこれをつけても利用価値があまりないのかなと。どうせつけるんだったらおもいやり駐車場の位置を含めてもうちょっと検討していただいたら、つけられるんじゃないかと思うんですけども、お考えをお伺いしたいと思います。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

ご指摘はごもっともだと思うんですけども、あくまでも庁舎の構造、段差のところもございまして、北側の出口周辺と駐車場の段差というのはかなり高低差がありますので、スロープをつけるというのであればもうちょっとかなり距離のいるようなスロープになってきますので、その辺、また、ほかの車の止めるスペース等の状況もございまして、あと階段を利用される方の利用の状態もございまして、なかなか両方うまくいくというのが難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ご意見ありがとうございます。若干、駐車場が狭くなる可能性はあると思います。東へ行けば行くほど段が大きいものですから、その距離では多分、自走では難しいのかなというのが原課の判断やったと思います。ですので、駐車場が何台か、もしかしたら減るかもわかりませんが、その場所に必要であれば、検討したいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 検討していただけるということですね。

ほかに。

西川副委員長。

**西川副委員長** ほんなら僕から2点なんですけど、さきの協議会のときに話してもらったタイルなんですけど、大体新築されたときには、使われたタイルを備品として保管されているというところ、それ、探しておいてくださいねという、どっかにあるんじゃないかということで質

聞させてもらったがあるので、それを1回聞かせていただきたいというのと、今のおもいやり駐車場の話なんですけど、基本的にスロープの話もあると思います。これ、福祉のまちづくりとか、条例で、スロープの勾配というのは決まっています、恐らく15分の1にせなあかんと思います。そうすると、このおもいやり駐車場、今、駐車場の幅もそこまで考えるんやったら、基本的に車椅子をされるには、幅が3.5メートル要るんです。それも含めて検討をするかどうかというところも聞かせていただきたい。今、おもいやり駐車場の幅が多分3.5メートルないのと違うかなと思うんですけど、せやから結構少なくなるのと違うかなと僕の場合は思っています、それとちょっと関連して、おもいやり駐車場というのは、使われる人というのは交付書というのが要るんですけど、それは利用される方の交付書というのは要るんですけどね。だからそれをどんだけ持ってはるのかなというの、分らないですかね。その辺含めて聞かせてもらえたらと。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

先ほどの西川副委員長のご質問でタイルのお話やと思うんですけども、建築してから数年間はストックがあったように聞いております。ただ35年以上が経過しておりますので、確認したところ、現在は無いというふうに聞いております。

以上です。

**吉村委員長** 林本部長。

**林本総務部長** ただいまおもいやり駐車場ということでご質問ありましたけども、おもいやり駐車場制度ということで、今現在、奈良県では奈良県の地域福祉課というところで申請をすれば利用証の交付を受けられるんですけども、今、葛城市内でどれだけの方が持っておられるかということは手元に資料、数字はありませんし、また、確認できるかどうかというのも分かりませんので、ちょっとここではお答えできないと思います。ただ、要件といたしましては、身体障害者手帳であったりとか、ほかにも障害者手帳であったり、谷原委員おっしゃったように妊産婦であったりとか、一時的に歩行が困難な方も対象というふうに伺っております。

以上です。

**吉村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 先ほども申し上げましたように、その規格に適した駐車場やスロープに変えていきたいと考えております。そのことによりまして、若干、駐車台数が減る可能性は高いと考えておりますが、その辺も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 幅についても規格に合わせてということで考えてくださると。

西川副委員長。

**西川副委員長** ほんなら、タイルはやっぱり見当たらなかったということですね。似たようなタイルというところになるかなと思う。部分部分でやっぱり変わってくるというのもあるので、それに管理者がおると思うので、工事管理者の方としっかりと見ていただいて、適したタイル選定をしていただけたらと思います。

おもいやり駐車場については、今、市長のほうで幅も含めてその規格に合うような形で、もう一回再度検討するという事で理解をいたしました。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

川村委員。

**川村委員** 私からは、植栽を大幅に新設されたり、撤去されたりということの内容でございませうけれども、例えば東側の、正面じゃなくて裏の駐車場の東側の出入口なんかは非常に見通しが悪くなっていますので、その辺の植栽の関係もちょっと考えていただいたようですけど、これ、ツツジと書いてあるんですけど、どのぐらい低くなるのか。どのぐらい、今までとどう違うのかという、それによって見通しがよくなるのかとかという効果はどのように予測されているのかということと、全体、結構駄目になってる植栽、劣化しているような、そういうところがどの辺りで、どういうふうに変えていってほしいのかという、劣化によるものなのか、それとも、全体的に植栽を、要するに低木にするというような方向なのか、ちょっとその辺の説明だけ詳しくお願いします。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 植え込みのことにつきましては、今また小さいものを植えても、いずれまたこういうふうになると。今後のことも考えまして、管理のしやすい、できるだけあまり成長しないものに、あと、スポット的に植えていくというふうなことを考えておりますので、また、同じことを、植えて同じような問題が起こらないようにというふうには考えております。

以上です。

**吉村委員長** あと、劣化について。

**倉田管財課長** 劣化につきましても、基本的にはそんなに枯れて放置してるところはないと思うんですけども、基本的には成長して、当初と想定している見栄えが違うというふうにはなっていると考えております。そこは改善していきたいというふうには考えております。

**吉村委員長** 川村委員。

**川村委員** 全体に、植栽も長い年月の劣化によるもので、交換して行って、成長しないものというか、手入れが非常に大変な状況になるのを。ただ、もう低木にしていくということを前提に、常に同じような状況、環境にしていくということが大事なので、その辺りの、また、手入れのほうもよろしくお願ひしたいと思いますが、あと植栽に関して、私が一番気にしてるのは、東側の出入口、非常に見通しが悪いので、あそこ、入ってこられる方と、出る方の動線が非常にやっぱり常に心配してるところなので、きっちりとその対策も含めて、おもいやり駐車場なんかがありますので、近いところにあるので、そういった安全面を気をつけていただきたいというふうにお願ひをしたいと思います。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 直接外壁改修と関わることではないんですが、駐車場の問題が狭くなるとかいうふうな話もありましたので、せっかく周辺も含めて整備ということができたらお願ひしたいと思うんですが、その駐車場の問題なんです。やはり新庄庁舎の駐車場は、止まる台数が大変少ない



です。今、もっともっとかつらぎ応援クーポン券の引換えということで、大勢の方が来られていますけども、私がいつも、議員としても車がいっぱいするとき、どこに止めようか大変悩むんですけども、この道路を挟んで北側のところにも駐車場があります。車が止まっていると。そこへ止めていいものやら悪いものやら分からないと。だから駐車場がいっぱいときに、もうここしか、いわゆるこの新庄庁舎のここ周辺、南と北、西しかないのか。案内看板が全くないんです。北側のところの駐車場があるんですが、そこに止めていいかどうかも全く分からない。これ、非常に不親切だと私、思っているんです。やっぱり庁舎に来られた方、いっぱい場合は、第2駐車場にお回りください。第2駐車場はここですか。何かそういうことが要るんだろうと思うんですが、現状今北側の駐車場、あれは市民はどこでも止められるんですかね。ちょっとそこをお聞きします。

それから2番目は、あわせて、もうちょっと案内を、北側に止められるとすれば、案内看板等整備していただけたら。駐車場が狭くなるということであれば、親切なのかなと思うのでちょっとお考えをお聞かせください。

**吉村委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

北側の駐車場につきましては、公用車が敷地内にありますと、市民の方がこの庁舎の駐車場に止められないということで、基本的には、屋根の外からはみ出すような公用車につきましては、全部北側の駐車場に持っていきこうということで、あちらの一部を公用車の駐車場にさせていただいております。残りにつきましては、職員が通勤用に、あそこの駐車場に置くというふうな使い方をさせていただいてます。現在のところ、余裕がないというのが現状でございます。そこ以外にも職員用駐車場として借りてるところもあり、そういったところを利用しながら、今現状があると。ただやっぱり、業務中に出ていく車、もしくは当日休んでおるとか、2日に1回しか来ないとかというような職員もありますので、午前9時30分から午後3時ぐらいまでの間に、もし庁舎に来られて、いっぱいの状態であれば、そこを利用させていただいても、特に問題はないというふうには思っておるんですけども、ただ、初めからここに置いてくださいというふうになりますと、実際に使われる方が置けないという可能性も出てきますので、大々的にご案内するというのがなかなか難しいというのが今の状況でございます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 状況としては、よく分かりました。今回ではちょっと難しい話ですけども、駐車場の問題、どこかでしっかりと考えていく必要があるのかなということだけ申し上げておきます。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、(2)市制施行20周年記念事業についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

勝真企画政策課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私のほうからは、本日資料のほう、お配りさせていただいております。市制施行20周年記念事業についてということで、資料に基づきまして、事業の全体などをご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページ目でございます。葛城市は皆様ご存じいただいておりますように、平成16年10月1日に誕生いたしました。来年、令和6年10月1日に市制施行20周年を迎えます。20周年を迎えるに当たりまして、市のこれまでの歩みを振り返るとともに、輝かしい未来に向けての新しい出発を市民の皆様とともに祝い、盛り上げていくために、記念事業というのを実施していきたいというふうに考えております。この20周年事業のテーマということで、現在仮称としておりますけれども、「歴史と文化を受け継ぎ～輝く未来にむかって～」ということで、先人からの歴史文化を受け継ぎまして、20年（はたち）を迎えます葛城市でございますが、これからの時代を担っていく子どもたちに、市の歴史と文化を大切に引き継いでいくとともに、輝く未来を創造し、葛城市の更なる発展を願ひまして、このようなテーマで考えているところでございます。事業の実施期間といたしましては、令和6年4月から令和7年の9月までといたしまして、この期間は、先般、一般募集いたしました20周年記念キャッチフレーズ入りロゴマークを使用いたしまして、印刷物や各種事業などで活用したいというふうに考えております。

主な事業でございますけれども、令和6年秋に開催を予定しております市制20周年記念式典を中心にいたしまして、記念式典までの間はプレイベントを開催いたしまして、機運を高めてまいりたいというふうに考えております。記念式典の開催後には記念事業などを実施いたしまして、そのほか毎年の定例行事をはじめ、各関係部署において実施いたします事業や行事などには、20周年の冠をつけまして、市民の皆様とともに市制20周年の機運醸成を図り、市民の皆様が数多く参加できる催しを開催させていただきたいというふうに考えております。

また、継続可能な事業につきましては、令和7年9月まで実施をいたします。下の緑の字で書かせていただいております事業の全体のスケジュールにつきましては、資料の最後のページ、6ページになりますけれども、こちらのほうで全体のスケジュールをご説明させていただきたいと思っております。6ページの、まず、スケジュール表の上段、全体的な事業期間といたしましては、令和6年4月から令和7年9月までといたしまして、この間に、キャッチフレーズ入りロゴマークなどを使用いたしまして、市内市外へ発信をしてまいりたいというふうに考えております。その下の段でございます。市制20周年記念事業の実施期間ということでございますけれども、この記念式典並びに記念行事といいますのを合併日でございます10月1日の前後の日程で現在調整しているところでございます。当初は、10月やその前後の月などは、行事やイベントが多くあるということ想定いたしまして、8月の開催はどうかというふうに考えておりましたけれども、再度検討をさせていただきまして、記念式典並びに記念行事につきましては、10月1日、合併日の前後の日程で現在調整をさせていただいております。

この記念式典への開催後は、記念事業や毎年定例行事など、引き続き20周年の冠をつけて、実施をしてみたいというふうに考えております。また、令和7年4月から9月までの間につきましては、引き続きロゴマークなどを使用しながら周知を行いまして、継続可能な事業につきましては、令和7年9月まで実施するという予定をしております。

それから、記念式典開催までの令和6年4月から9月までの間につきましては、市制施行20周年記念事業のイベントを実施する期間といたしまして、幾つかの行事や催しを検討しているところでございます。多くの市民の方にご参加いただけるよう、交流の場を設けまして、にぎわいをつくりながら、20周年に向けて盛り上げてみたいというふうに考えております。

次に、真ん中から下の段、企画政策課で担当させていただく事業についてでございますけれども、番号の1番と書いている部分、こちらはのぼりや懸垂幕による周知期間といたしまして、令和6年4月から令和7年9月までの間、周知を図っていこうというふうに考えております。また、イベントの1つといたしまして、春に、4月20日頃に検討しておりますけれども、(仮称)芝桜まつりというのを実施を検討しております。それから、一番下でございます。10月1日前後の日程で記念式典並びに記念行事の開催を検討しております。

この1から3の事業につきましては、企画政策課として検討している事業でございます。この12月議会において債務負担行為を上げさせていただく予定をしております。

また、このスケジュールに記載のない、ほかの記念事業、市全体で検討している事業についてでございますけれども、こちらは、現在市内のほうで、いろいろ検討の内容などが上がってきておりますが、令和6年度の予算が関係するものもございまして、各事業の取りまとめを行いまして、3月にはお示しできるものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

続いて資料の2ページをお願いいたします。市制施行20周年記念キャッチフレーズ入りロゴマーク作成事業でございます。こちらの事業につきましても、市内市外への発信をしていくために作成するというふうにさせていただいてございまして、既に一般募集を行いまして、先日決定をしております。今後は印刷物や関連グッズ、記念事業などで使用していきたいというふうに考えております。一般募集をする際には、本市にあまりなじみのない方が検討いただく場合であっても、本市が持つ歴史文化、観光資源などのキーワードなどから極端にかけ離れることのないよう、資料に記載のコンセプトを設定いたしまして募集を行いました。募集期間につきましては、本年の7月25日から9月15日までさせていただきまして、41名の方から58作品の応募がございました。募集につきましては、来年の市の印刷物、例えばごみカレンダーですとか、健康カレンダーに間に合うようにということで、早い時期から募集をさせていただいております。審査につきましては、1次審査、2次審査、それぞれ9月から11月にかけて行いまして、1次審査では、58作品から10作品に、2次審査では、LINE限定による一般投票を実施いたしまして、584名の方から投票をいただいております。一般投票による点数と、職員による選定による点数、こちらの合計で、最終的に最優秀作品1点と優秀作品2点を決定させていただいております。公表は12月中旬を予定してございまして、間も

なく公表させていただく予定でございます。使用期間は事業の実施と同じく、令和6年4月から令和7年9月まで、優秀作品に選ばれた方につきましては、20周年記念事業のプレイベントの中で表彰式を行う予定をしております。

次の3ページでございます。これから使用していくキャッチフレーズ入りロゴマーク最優秀作品を掲載させていただいております。公表前でございますので、ご覧いただくのみとさせていただきます。

次に、資料の4ページをお願いいたします。市制施行20周年記念プレイベント事業についてでございます。令和6年の秋、10月1日前後の日程で20周年記念式典開催を予定しておりますけれども、それに向けまして、市民の皆様とともに機運を高めていくためにプレイベント事業というのを実施したいというふうに考えております。プレイベント事業は、4月、(仮称)芝桜まつりとしておりますけれども、こちらのイベントを皮切りに、記念式典開催までの間、各種イベントや行事などを開催いたしまして、多くの市民の方がご参加いただき、楽しんでいただくことで機運醸成を図るということを目的とさせていただいております。この間には幾つかのイベントや行事などを検討しているところでございます。

このプレイベントの1つといたしまして、企画政策課が検討しておりますイベントについてご説明をさせていただきます。4番の市制20周年記念プレイベント、(仮称)芝桜まつりということで、名称を検討させていただいております。しあわせの森公園の芝桜が満開となる時期に、多くの市民の方にご参加いただける交流の場をつくり、にぎわいの中、市制施行20周年のプレイベントとさせていただきたいというふうに考えております。開催の予定日につきましては、令和6年4月20日頃で検討をさせていただいております。開催場所をしあわせの森公園並びに道の駅かつらぎ周辺の多目的広場において、屋外ステージなどを設けまして、午前から大体夕刻に開催したいというふうに検討しているところでございます。内容につきましては、屋外ステージのほうでは日中は主に市民団体等、日頃ご活動されている市民の方々がいろいろとご披露していただくという場を設けまして、夕刻に向かって、キャッチフレーズ入りロゴマークの優秀作品となられた方の表彰式、また、夕刻には、しあわせの森公園のフットライトが今年度完成することに伴いまして、点灯式を行い、披露したいというふうに考えております。また、抽せん会なども検討しているところでございます。そして、屋外ステージ周辺では、子どもたちが楽しめるイベントコーナーやマルシェやキッチンカーなど、夕刻にはフットライトの点灯式と併せまして、満開の芝桜をライトアップし、夜の芝桜というのをご覧いただき、楽しんでいただけたらというふうに考えております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。市制施行20周年記念式典についてでございます。20周年を迎えるに当たりまして、これまでの20年の歩みを振り返るとともに、更なる市の発展を祈念いたしまして、記念式典並びに記念行事の開催を検討いたしております。実施予定日につきましては、令和6年10月1日の前後の日程で現在調整中でございます。開催場所は、新庄文化会館マルベリーホールを予定しております。午前、午後の2部制で開催を検討いたしております。午前は、第1部といたしまして、記念式典を来賓の皆様、招待をさせていただく関係者の皆様ご出席の下、執り行いたいというふうに考えております。また、

午後からは第2部といたしまして、市民の皆様を対象に、著名な方による演目などを検討しているところでございます。

以上が、市制施行20周年記念事業の現在検討している内容となっております。どうぞよろしくお願いたします。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 20周年記念事業ということで、今、説明していただきました。趣旨及びテーマということではありますが、これから、スケジュールにいろいろと色々な課からの事業が入ってくるというふうに見えていいんでしょうか。その中で、どんなものが用意されてるか私もよく分かりません。今決まってるものが、芝桜のこの件とか、10月1日のところで記念式典をやる。あとロゴマークと。3つしか今のところないので、ちょっとイメージをつかみかねてるんですけど、大体、いつ頃、全て、20周年に向けたいろんな各事業のあれが出てくるというふうになってるんでしょうか。つまり、20周年の全体計画がいつ頃になるのか、これが1つ。

それから2つ目は、議会としても20周年ということになりますから、そんなことで議会としても議論をして、その計画の中にもぜひというふうにも思いますし、いろんなご意見もあろうかと思うんです、議会の中で。私自身は、例えば趣旨、テーマも見ても、歴史と文化を受け継ぎとありますから、少なくとも市制20周年の記念誌は作るのかなと。例えば20周年の市制をして、この20年間のいろんな葛城市政の事業を含めたいろんなものを作られるんだったら、そういう委員会が立ち上がるのかなとかいろいろ思うことがあるわけですよ。その全体像がまだ見えてないので分からないんですが、それまでに、やっぱり議会でもいろいろ議論して、こういうのがあったらどうや、こういうのがあったらどうやという、そういうことも聞いていただけるのかどうかね。ちょっとそこら辺をお聞きしたいんです。つまり、全体計画は大体いつつくる計画、見込みとしてやっておられるのか。全体計画の中に、議会としてもいろんな声、あるいはいろんな団体のいろんな声があるかと思うんですけども、できるだけいいものにするすれば、そういうところもしっかりと聞いてやっていく必要があろうかと思うんですけど、そこら辺の考え方をちょっとお聞きします。

**吉村委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、全体計画が出るのかということでございます。全体計画といたしましては、現在おのおの課に投げかけておまして、来年の3月ぐらいにはあらかた出てくるのかなというふうにしていただいておりますけれども、全体的イメージ、どういふのかといひますと、まずそれぞれに今までやっておりますイベント、いろいろありますけれども、それに冠がつけられるものはつけていこうということで、来年の市民体育祭でも、20周年記念市民体育祭とか、そんなネーミングにいたしまして、ちょっと趣向を凝らしたやつにしたいなというふうにしております。ですから、それぞれのイベントで冠をつけてやるというふうな形を想像してもらえたらいいのかなというふうにしております。

それと、あと、議会としてのご意見を聞いてもらえるのかということをございますけれども、議会として、20周年にちなんで、何か目新しいといえますか、そういう取組、それが例を挙げてみますとタブレットであるのかなとかというのは分かりませんが、いろんな形で議会として、こんなあったらいいんじゃないのというのはお寄せいただけたら、検討はさせていただけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今お聞きすると、20周年ということで、何か特別にやろうとするイベントというのは今ここに書いてある3つかなと思うんですけども、それ以外も私としては、できたら20周年ということで、これを区切りに何かの事業はやっぱりあってもいいのかなと、既存の事業に20周年をかぶせるだけじゃなくて、例えば私はパンフレットとかいうふうに言いましたけども、やっぱり20周年を振り返って、それぞれの時期、いろんな市長も含めて議長も含めていらっしゃって、市政のいろんな取組をやってこられたので、そういう委員会を立ち上げるとか、いろいろあろうかと思うんですね。私としては、例えば、歴史ということを考えるならば、市史編さんという大きな事業があるので、この市史を編さんするというのは20周年ということでこれだけのことをやるのであれば、何らかの礎を築くとか、機会にされるというのが大事なのではないかなと思っております。それもちよつと検討いただけたらと思います。

以上です。これは言いつ放しになります。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** この芝桜まつりについて伺います。これ、祭りというふうになってしまうと、記念イベントじゃなくて、もう永続的にやっていくんかな。実際ライトアップまでするという事ですので、そういう設備をやると、この時期に公園まつりがあつたりとかしてるので、その一環、1つになっていくんかなという、その辺はどう考えてはるんかというのが、まず1点。

それと、夕刻のフットライト点灯式とありますけど、そもそもこのフットライト、これまでの議会への説明は、滞在型観光の促進とナイトタイム観光ということだったので、20周年とは全く別事業で来たはずなんですけど、これが何でここで出てくるのか、絡むのか、その絡める根拠というのを示してください。

**吉村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。

まず、プレイベントというところで、時期などをいろいろ検討してまいりました。プレイベントを開催するに当たりましては、市民の皆様と機運醸成を図って開催していきたいという思いもございましたので、その時期をいつにするかというところで、いろいろ検討していたときに、春などは、いろいろ桜が咲き誇る時期でもございます。多くの場所でいろいろ盛り上がるイベントなどが開催されております。桜がいろいろ咲き終わった頃に、葛城市のほうではしあわせの森公園に芝桜が満開になる時期というところもございまして、時期の検討というところではこの時期がいいのではないかとということで、にぎわいのあるイベントを開

催することで、20周年を迎える葛城市を広く周知できるという機会であると同時に、多くの方にこの芝桜を見ていただくという機会にもつながるのではないかとこのように考えまして、春に、こういうイベントを開催するというのを検討しております。芝桜まつりということで祭りという名称にしているんですけども、20周年にちなんでということでは、キャッチフレーズ入りロゴマークというのを募集させていただきまして、この優秀作品の表彰式などもこの日にさせていただく予定をしております。また、しあわせの森公園のフットライトというのは、今回、今年度、委員おっしゃっていただきました事業で整備をしておりますけれども、これを点灯式という形でお披露目をする場ということもつなげて、いろいろにぎわいを持たせていきたいということもございます。芝桜のライトアップということでございますけれども、こちらのほうは、しあわせの森公園の芝桜は春に満開となりまして、法面部分をきれいなピンク色に染めております。日中の明るい時間もきれいですし、多くの方に見ていただきたいということも考えているということもございます。桜まつりのように、芝桜についても、夜にライトアップをすることによりまして、新たなナイトタイム観光の1つのスポットとなるように、つなげられるのではないかとこのように考えております。

20周年記念事業のイベントの中で、そういった夜にも楽しんでいただけるものを検討することによりまして、多くの方に満開の芝桜をご覧いただける機会がつかれると同時に、市制20周年に向けて盛り上げていけるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** イベント自体は、これは継続はされないんですか。今の説明ではされないようにも聞こえましたけど。

**勝眞企画政策課長** 継続ということもございますけれども、今回、ライトアップというのを実施させていただきまして、にぎわいを持って、こういうイベントを開催するというので、今後は、こういう芝桜が1つの葛城市の名所となっていければいいなということで、今回開催させていただく予定をしております。

以上でございます。

**吉村委員長** 東副市長。

**東 副市長** ちょっと補足をさせていただきます。継続するんかということもございますけれども、今、勝眞課長申しましたように、ナイトタイム観光ということで、来年4月にはやらせていただきたいとは思っておりますけれども、その状況を見ながらですけども、やはり、例えて言うと、大中公園の桜、あれは夜ライトアップされるとかなりきれいで、多くの方々が来られると。ああいうイメージを我々、芝桜のしあわせの森公園でも描いておりまして、大和高田市が終われば葛城市みたいな、そういうイメージがあつて、そんな話もちよっとしておりました。ですから、継続できるものであれば継続して、1つのナイトタイム観光につなげていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ナイトタイム観光で芝桜を利用して、ライトアップ、ライトアップというんかな、桜の場

合上ですけど、下のところをライト点灯かな。それはそれでいいアイデアやと思うんですけども、ただ、私はまずここで言いたいのが、フットライトを、これまでの議会に対する説明は滞在型観光の促進、ナイトタイム観光というところで、一旦そこで区切ってほしいんですよ。だから点灯式とかは、別にあえてこの日にやってもいいけど、それ以前のところで、やっぱりこの事業でというので議会は予算を認めてるわけですから、そこで一旦区切りをつけた上で、フットライト整備しました、それで、このときにも使いますというんやったらいいと思うけど、ここに全部を掛け合わせる、ちょっと意味合いが変わってくるかなという気はする。これは私の個人的な考え方もわかりませんが。

あと、芝桜の祭りって、初めてやる場所に対して、どんだけ人が来るんかというところですよ。さっき、副市長おっしゃるように、現状のイベントに対して冠つけるのであれば、この時期やったら、屋敷山公園の公園まつりのほうが、もう認知もされているので人が多いかなと。そこで表彰式もいろいろやってはったこともあったので、そっちのほうがいいような気もするし、それともう一つ、一番肝腎なのは、この日この時期に芝桜が満開になるかなという、これちょっと、かなり冒険違いますか。おっしゃるように大和高田市が終わって葛城市と、こっちのほうに観光する人が流れてくるのはすごい理想やけど、このときに万が一、芝桜が終わっていたりとかまだ咲いてないというんやったらどうするんやろなど。そこがちょっと心配ですけど、まず、その辺り何か考えてはるんですか。これがなかったときとか、日を変えるとか、できないんですよ。

**吉村委員長** 東副市長。

**東 副市長** ご心配いただきまして、ありがとうございます。実際4月20日に咲いてなかったらどうなるんやということでございますけれども、担当課とかなり綿密に詰めておりまして、肥料でありますとか水でありますとか、その辺に目がけて、今、進んでもらっておるところなので、それでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

**吉村委員長** よろしいですか。

奥本委員。

**奥本委員** このフットライトのことに關して、やっぱり一旦これで予算がついたんやから、それでまず完結してほしいということについては、どうでしょう。何かコメントいただけるんやったら。

**吉村委員長** それについてコメントを求めます。

東副市長。

**東 副市長** 奥本委員おっしゃるように、フットライトの整備ということで一旦これで終わったらどうやということでございますけれども、現在整備をしております、完成形がちょうどそれぐらいになって、待てといたしますか、今年度中には完成するんですけれども、ちょっとタイムラグがありますが、そこに目がけて合わせさせていただけたらありがたいかなというふうに思います。

以上でございます。



吉村委員長 いいですか。ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、奥本委員との関連ですけども、芝桜まつりということで、芝桜が美しいと。これを新たな1つの名所のような形で、これをスポットライトを当てるという形でこの行事と併せてやるということだろうと思うんですが、これ、毎年やるかというふうなことも出てきました。私がそのときに大変気になってるのが、屋敷山公園の公園まつりが行われました。芝桜まつりということでこれ、また、やり始めると、どうも葛城市全体の観光とか葛城市全体の地域を見たときに、やはり葛城市は當麻寺があって、ゆめフェスタという形で、これは商工会の方々が中心に実行委員会をつくっていただいて、非常にぎやかにやってて、私はすばらしい行事だったと思っています。屋敷山公園まつりと、ゆめフェスタ。これが今、なくなってるんですよ。なくなってこの芝桜と、こっちのほうのまた南のほうに来ると、20周年の事業として、私はやっぱり當麻寺というものについて、20周年の中でも、やはり葛城市の文化と伝統と言っているときに、これ、何らかの形でスポットライトをそこをしっかりと当ててもらおうということが、私は、何か大事なのと違うかなと。あそこは相撲館もありますし、ちょっと、これはゆめフェスタがなくなったから余計気になってるところがあるんですけども、そこら辺、當麻寺周辺での20周年というものをやっぱり僕は重視して、何かやっていただきたいと思うんですけど、これは要望として申し上げておきます。これからいろいろと計画を立てられるということですので、よろしくお願いします。

吉村委員長 要望ということで、答弁はいいですね。分かりました。

奥本委員。

奥本委員 さっき言えばよかったんやけど、ちょうど谷原委員からも話が出たので、この期間、當麻寺のぼたん祭りの期間中なんですよ。昼間ぼたん祭りを見て、夕方からこっち行きましょうとかそんな誘導の何か動線というか、イベントの誘導方法を考えていただいたら、それこそいいな。ぼたん祭りはもうそれこそ當麻町時代からずっとやってて、実行委員会まであるような大規模でやってるし、ぼんぼりも立ててもらってるので、あっちのほう観光客が多いんですよ、正直。ですから、せっかくのそういうあるやつもうまく活用しながら、これをやるんやったら、イベントの成功というのにつなげていってもらおうほうがいいと思います。

吉村委員長 なるほど。ほかにございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 今、當麻のほうのところもやっぱり考えていかなあかんというのはおっしゃるとおりやと思います。僕もそれ、ちょっと思います。

僕からは、10月の式典、10月1日の前後なんですけども、前というのは、10月1日が市制誕生やねんから、後であつたら分かるのかなというところですね、式典に関しては。前はちょっと。また10月って、ほんまにイベントもいろいろと多いということも今もおっしゃってましたし、選挙等々もありますし、なかなか10月というのはあれなのかなと。僕、思うんですけど、その11月の、今回でもやった3日の文化の日というときに、これを併せて記念式典も、やっぱり式典は市民の方々を全員呼ぶということは多分あんまりないかなというふう

な感覚ですけど、記念事業としては、やっぱりより多くの人に来ていただくためにも、そこに合わせてされてもいいんじゃないかなというふうには僕は思うんです。その辺、ほんで、ちゃんこコンテストも大盛況やったと思うので、これも継続事業としてやっていかれるのかどうかというところもありますし、これを、20周年のというところにも考えていけるかなと思うので、わざわざその10月1日というところに、後やったらええと思うんです。それに近い間で。それ、その辺、一緒に11月3日文化の日、今回やられたような形でされてもいいんじゃないかなと思うので、その辺どういうふうに考えておられるかというところをちょっとお聞かせ願いたいなど。

**吉村委員長** 東副市長。

**東 副市長** ただいまの西川副委員長のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、式典をいつやるのかというところでございますけれども、私どもとしまして、何も今、決定しているわけではなく、今、副委員長お述べのようにいろんなイベントがこれから3月ぐらいにはほとんど上がってきてお示しできるかなというふうに思っておりますので、イベントが大体何月には何というのが決まって、それに合わすというか、それが空いたときといいますか、そのような形で開催できたらなというふうな意味も込めまして、10月1日の前後の日というふうに表記をさせていただいたところなので、その辺でご理解を賜れたらなというふうに思っております。

**吉村委員長** 結構幅をもって考えられるということですね。

**東 副市長** はい。それだけでしたか。

**吉村委員長** 西川副委員長。

**西川副委員長** 記念式典に関しては、やっぱり後にしてほしいなというところはありますね。やっぱり前ではなくてね。それは考えて幅を持ってもらってというところは分かるんですけど、せっかくプレイベントですとこうやって盛り上げて、4月から機運をずっと盛り上げて、もしかしたらほかの課からも、部署からもいろんな記念式典のイベントとかも、何かしらのプレイベントとかいうのも出てくるかもしれん。この機運を盛り上げていくというのは僕はもう大事なことやと思います。20周年の式典に向かって、徐々に盛り上げていく。先ほど市民体育祭とか、そういうところでも、なんせ20周年の、なんせなんせというところで、盛り上げていくのは大事なんですけど、その記念式典に向かっていくときに、記念式典自体が、人があまり来やなかったとかということがないように、やっぱり一番いいときの時期でされるのがいいんじゃないかな。僕がさっき言うた日に関しましては、いろんな事業と絡みやすいところももしかしたら出てくるかもしれません。せやからその辺でまた考えていってもらえたらなと思います。意見ですけど。

**吉村委員長** ほかに。

川村委員。

**川村委員** 私、ちょっと心配する点、2点ございます。イベントが、今回、芝桜まつり、それから記念式典、この前後の葛城市のいろんなイベントを見ますと、先ほど来、出ているぼたん祭り、それから當麻練座、あの辺も結構行事として、もう本当に1週間ぐらいの間しか開かなかつ

たりするわけで、また、公園まつり、秋には市民体育祭とかもある中で、また10月1日というふうになって、また11月3日と。私、これ、張り切って頑張ってるという意気込みは大事かなとは思いますが、やっぱり職員の体制というのをきっちりとしてあげていただきたい。もうイベント疲れしないように、これ、本当にみんな頑張ってくれると思うんですけど、やっぱり、休日等のイベントですので、十分にこういったイベントをずっとやり続けてる中で、職員の体制については神経を使ってやっていただきたいというのはお願いしたいと思います。

それから、記念式典が、しあわせの森公園周辺というんですけど、駐車場が絶対足りないんですよ。周辺のいろんな諸事情があるわけですが、やっぱり駐車場の確保をしないと、来たくても、その渋滞でもうそこに参加できないような状況だけは免れていくような形を工夫していただきたい。もう駐車場、これ、この間のちゃんこコンテストも、かなり駐車場が足りなかったように思いますので、やっぱりイベントをしようとしたときの駐車場はしっかりと考えておいていただきたいと、この2点お願いしたいと思います。

**吉村委員長** もう答弁はいいですか。

**川村委員** ちょっと考え方だけ。

**吉村委員長** ちょっとそれについてのご答弁を。

東副市長。

**東 副市長** ありがとうございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

職員の問題、心配していただきまして、ありがとうございます。私も痛感しておるところでございますので、万全な配置をしたいなというふうに思っております。

あと、駐車場の問題でございます。これはあそこを、議員の皆さんもご存じのように、本問題やなというふうに感じておられるのかな、私も痛感しておるところでございますけれども、バスを巡回させて走らせたりというのはもちろんですし、それとあと、あの近辺でいうと、民間の酒蔵もありますし、また、今ちょっと眠っております社会教育センターがありますけれども、そこにも働きかけていけるのかな、みたいな感じで思っておりますけれども、そこはちょっと分かりませんが、そういったところで駐車場の確保というものをいたしまして、万全の体制でイベントを盛り上げていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** パークアンドライドも含めて検討するということですね。

**東 副市長** そうですね。

**吉村委員長** 川村委員、よろしいですか。ほかにございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 先ほど西川委員おっしゃったように、10月1日というのは、やっぱりこれは重要な日だと思うんです。私の記憶では10周年のときに、招待していただいたときに、知事もおいでいただきましたよね。やっぱりこういった奈良県でやっぱり比較的新しい市が誕生したという更に節目なので、前もってそういう来賓の方には早めに連絡していただいて、そのためには

やっぱり日を、この日というのを決める必要があると思います。

それと、旧の當麻町の話でちょっと恐縮なんですけど、當麻町が20周年のとき、イベントやらはって、実は私、當麻町の町制施行の一番最初に生まれた子どもだったんです。そのときに、ちょっと詳しいことは覚えてないんですけども、同じように記念式典をやって、初めて生まれた子どもをヘリコプターに乗せて、今の現状の町の上を回って、感想を聞くということがあったんです。でも、私、その日、大学の用事があったので、行けなかったから、次に生まれた方が乗っただけです。ただそのときには、記念冊子がやっぱり発行されて、そこにちょっと寄稿だけさせていただいた。そういう形で20周年になって、葛城市になって、やっぱり葛城市しか知らない方というのがいらっしゃるわけで、そこに対して何か市民の声を聞くというのも1つ、アイデアかなと思います。

それとあと當麻寺の話、今、出たんですけど、実は今、協議会やから言いますけど、今回一般質問、ちょっと私、取り下げたことがあったんです。

**吉村委員長** 委員会。

**奥本委員** 言わんほうがいい。

**吉村委員長** ごめんなさい。

**奥本委員** じゃあ、それだけにしときます。

**吉村委員長** 今に対して何か、いいですか。ということで、ほかにございませんでしょうか。

横井委員。

**横井委員** ただ、ちょっと意見だけ。例年過去2回、10月中旬から10月下旬にかけて国政選挙とガチンコしています。先ほど皆様方がおっしゃったように、人の配置とか、駐車場の問題も出てくるので、イベント等があるならば、なるべく前倒しのほうが動きはすっといくのではないかと、ただ、意見だけです。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、(3)DX推進に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 情報推進課から、葛城市DXの推進計画策定状況について、お手元の資料に基づきまして報告させていただきたいと思います。よろしくお願います。

まず、お手元の資料の1ページをめくっていただきまして、今回、4つの項目について報告させていただきたいと思います。

まず、1つ目がDX推進計画の策定状況について、2番目がDX推進条例の案について、3つ目がDX推進計画策定に係るアンケート調査の実施について、4番目がDX推進計画の構成案について、以上の4つの点についてご報告させていただきます。

まず、1番目です。2ページの1番目のDX推進計画の策定状況についてということで、

めくっていただきまして、3ページです。葛城市の現在の実施状況につきましてご報告させていただきます。去る10月20日金曜日に第1回DX推進検討委員会を開催いたしまして、以下の方向性について確認させていただきました。

まず、1つ目が、DX基本条例を定め、DX推進計画を策定していく。そのDX推進計画を策定する前にアンケート調査を実施する。次に、条例案といたしまして、DX推進検討委員会の意見を踏まえまして、作成しております。今回、総務建設常任委員会においてこの後、DX推進基本条例案をご説明させていただきまして、その後にパブリックコメントを実施させていただく予定にしております。

次に、アンケートについてです。実施方法につきましては、ウェブフォームe古都ならを使いましてアンケートする方法と、紙によりますアンケート用紙によりますアンケート調査の2種類で実施しております。周知方法につきましては、広報かつらぎ12月号にQRコードを載せましてアンケートのフォームへ誘導する、ホームページ、公式LINEを使いまして、アンケートの案内をさせていただいております。また、紙媒体といたしまして、庁舎のほうに、両庁舎に紙媒体によるアンケート調査を置かせていただいております。そのほかに、ゆうあいステーション、歴史博物館にも設置させていただいております。また、紙媒体で答えていただけるということで区長会と寿連合会にもお願いして、出向いて行きまして、アンケートをしていただく予定にしております。このアンケートにつきましては、回答期限、令和6年の1月5日の金曜日ということで実施させていただいております。

次のページです。4ページです。DX推進検討委員会の設置ということで内部体制といたしまして、DX推進検討委員会を設置しております。当面するデジタルトランスフォーメーションの諸問題を調査研究し、将来にわたって市の電子自治体構築に関する計画の策定と、デジタル社会形成基本法第2条に規定されるデジタル社会の実現を主たる目的として設置させていただいております。イメージといたしましては、委員長は私で、関係部の職員を1名ずつ選出して、現在検討しておりますところでございます。

それでは、続きまして5ページです。これは自治体DX推進手順書の概要になります。この前の奥本委員の一般質問でもご説明させていただいておりますけれども、現在のDX推進計画の状況といたしましては、右側部分なんですけど、自治体DX推進手順書、2023年1月改定の部分で、ステップのゼロからステップの3まで記載してある部分がございますが、葛城市といたしましては、ステップ2の推進体制の整備というところまで来ておるということでご報告させていただいております。そのほか、重点項目、DXの取組と併せて取り組むべき項目につきましては、去る6月の総務建設常任委員会でも報告させていただいたところがございます。

では、次のページで、葛城市のDX推進のイメージということでございます。

まず、条例を策定いたします。この条例で基本となる理念や原則を示しまして、続いて、計画、取組の方針や推進体制、スケジュール等を定めまして、これを令和5年度中に策定する予定で現在進んでおります。令和6年度以降に各施策、個別的な具体的な取組を進めていきたいというイメージで現在進んでおります。

次に、7ページのDX推進条例案について説明させていただきます。めくっていただきまして、8ページです。葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例（案）、葛城市のDX推進において基本となる理念や原則を示すものとなっております。

まず、1番目の第1条、目的からです。この条例は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進が、市民等の利便性の向上に資するとともに、少子高齢化をはじめとする地域社会の課題を解決するうえで極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、デジタル技術の活用により、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

本条例の目的について定める条文でございます。市民と市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに、デジタル情報を活用することで住みやすさを感じてもらえるまちづくりを目指すとなっております。

次に、第2条、用語の定義です。この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

（1）デジタル情報を活用したまちづくり。法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

（2）デジタル技術。法第2条に規定する高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術をいう。

（3）市民等。本市に居住又は滞在する者及び市内に所在する事業者をいう。

本条例で使われている重要な用語を定義する条文でございます。（1）（2）は、本条例における「デジタル情報を活用したまちづくり」及び「デジタル技術」について、デジタル社会形成基本法の定義を使用させていただいております。参考に、デジタル社会形成基本法の定義、第2条を掲載させていただいております。

次に、（3）です。（3）「市民等」について定義している。デジタル情報を活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多くの主体とが連携して取り組んでいくものであるため、本条例は広く市と関連がある方を対象としております。

次に、9ページです。第3条、基本理念となります。デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

（1）デジタル技術による地域社会の課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく、豊かに暮らすことのできる社会を目指すこと。

（2）デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。

（3）個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

（4）デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性等の向上を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進における基本理念として定義する条文でございます。

(1) 本条例は、デジタル技術を使いたくない市民等に対してデジタル技術の活用を強いるものではない。デジタル技術の活用によって選択肢を増やすことで、一人一人がそれぞれに合ったサービスを受けることができ、誰一人取り残されることなく豊かに暮らすことができる社会を目指す。

(2) 新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し取り組む。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用に当たっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報保護に関する法令を遵守した上で、個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保する。

(4) デジタル情報の活用は目的ではなく課題解決のための手段であることを認識し、デジタル情報の活用について検討する際には市民等の利便性向上に繋がるかという観点を忘れることなく、また、継続的に改善に取り組む。

次、10ページです。第4条、市の責務でございます。市は、前条に定める基本理念にのっとり、常にデジタル技術の活用に関する情報収集を行いつつ、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進しなければならない。

第1条の目的を達成するための市の責務について定義する条文です。市は、この条文で規定する基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する最新の情報を常に把握し、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進していく。

次に、第5条、市民等の役割です。市民等は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する理解と関心を深めるとともに、市と協力するよう努めるものとする。

市民等の役割について定義する条文です。デジタル情報を活用したまちづくりの推進に当たっては、市と市民や事業者をはじめとする多くのみなさまと連携して取り組んでいくことが必要。そのため、「市民等の役割」として、可能な範囲でデジタル情報を活用したまちづくりの推進について理解と関心を深めていただき、市と協力するよう努めていただくことを既定しています。

次に、第6条、計画の策定。市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。2、市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進を総合的かつ計画的に実施していくため、計画を策定する。計画は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進の全体像等を示したものを想定しており、ホームページ等で広く公表するもの。

第7条、推進体制です。市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しております。

以上の条例の案が、現在策定しておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

次に、11ページの3、DX推進計画策定に係るアンケート調査で、先ほども申し上げましたDX推進計画に係るアンケート調査を現在、広報12月号にQRコードを載せまして、実施しております。実施状況といたしましては、12月8日現在で97件の回答をいただいております。概要につきましては、インターネットの利用状況、利用しているインターネットサービスなど合計13項目。ウェブフォームにより回答することが可能となっております。一方でインターネットを利用できない方や不慣れな方には紙のアンケートも用意させていただいております。特にデジタルデバイド対策の観点として、ICTやデジタル技術に不慣れな方、抵抗がある方にも配慮し、行政のデジタル化に対する不安に関する問いを設定させていただいております。これらをDX推進計画の内容にも反映し、今後施策を進める上で配慮すべき事項として認識しております。次の13ページがアンケートの内容のイメージでございます。ご参照いただきたいと思います。

次に、最後、DX推進計画の構成案でございます。15ページです。計画策定の背景と趣旨といたしまして、デジタルガバメント実行計画、令和2年12月25日の国の閣議決定で、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」ということで、自治体DX推進計画、自治体DX推進手順書が示された中で、市町村においても、DX推進計画を策定し、取り組んでいくことが求められております。

その1つ目の社会課題といたしましては、システムのレガシー化、このレガシー化と申しますのは既存の利用しているシステムをカスタマイズ、改造とかによりまして、固有のものになってしましまして、それを入れ替えるのが困難になるなど様々な弊害があるという意味でレガシー化、また、IT人材の不足、いわゆる2025年の壁、また、労働力人口、公務員数の減少ということで、2040年問題ということでそれが社会課題となっております。

社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXがこれらの課題から求められております。DXとは制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革し、人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させることということで、上記を踏まえまして、葛城市においても、自治体DXを推進していくために、自治体DX推進計画を策定し実行しておりますというところで現在進んでおります。

次に、16ページです。DX推進計画の構成案でございます。

まず1つ目が、推進体制と役割ということで、市長をトップとした全庁的・横断的な推進体制を整備する。2番目、DX推進のための人材育成。基本的なデジタル技術の習得、専門的な人材の育成。

次に、DXに向けた取組事項といたしまして、本計画における取組事項を示す。取組事項は、先ほど申しましたアンケート結果及び総務省の自治体DX全体手順書に示されている内容を踏まえまして決定していきます。なお自治体DX手順書に示されている取組の事項は、



以下のとおりとなっております。先ほど5ページでも記載されております手順書の内容を記載させていただいております。

最後に、17ページのDX推進計画の策定のスケジュールということで、上段がDX基本条例、下がDX推進計画となっております。DX基本条例につきましては、ただいま条例案についてご説明させていただきまして、パブリックコメントを実施後、3月の議会に条例を上程する方向で調整しております。DX推進計画についても現在12月に市民アンケートを実施し、アンケート集計・反映を踏まえまして、計画の策定ということで進んでいきたいと考えております。現状のDXの状況については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今、葛城市DX推進計画策定状況についてということで、詳しい説明をいただきました。

それで、基本的なところを質問するんですけども、これは3月に条例を定めるということで、今後パブリックコメントをされていくということなので、私たちもDXについて、しっかりとした認識を持って議論していかなければいけないと思ってるので、基本的なことを幾つかちょっとお聞きしたいんですけども、1つは条例案として、DX推進条例案の概要ということで9ページのところになるんですけども、デジタル情報を活用したまちづくりの推進ということで、その前も、8ページのところも、目的のところもそうなんですけど、目的のほうがいいですかね。第1条、この条例は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進が云々とあります。デジタル情報を活用したまちづくりということで、用語の定義がその下にあるんですね。第2条の(1)のところ、デジタル情報を活用したまちづくり、これは、法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりとなっております。私がお聞きしたいのは、法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報というのは、一体具体的に何のことなんですか。具体的にどういう情報をいうんですか。これをどうまちづくりに活用するという、基本的な目的ですから、何かすごく抽象的な言葉なので、イメージできないんですよ。具体的に、一体何をやろうとしてるのか。それを、まちづくりということで、どういう情報をどう活用してどんなまちづくりをしていくというそのイメージだけでも教えていただけたらと思います。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問のデジタル情報の情報ですかね。その部分なんですけども、先ほどの資料の8ページの部分の、参考に書かせていただいているデジタル社会形成基本法、国の定める部分、定義の第2条を引用させていただいて、その情報を指しておるんですけども、具体的にはクラウド・コンピューティング、いわゆる仮想空間にある情報など、ビッグデータなど、民間が持っているデータも含めまして、そのようなデータを情報ということで、それらを情報通信技術を使いまして活用していくという国の概念をそのまま引用しておるところです。ですので、具体的にはこの条例のクラウド・コンピューティング・サービ

ス関連技術及び従来の情報量の大量な情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録によってこれを活用していくという国の定めた情報をそのまま引用するというイメージで整理してるんですけども、ちょっと分かりにくいですか。

**吉村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** DX、前回もちらっとそれに触れてお話しさせていただいたと思うんですけども、まず、DXというのはデジタルトランスフォーメーションです。デジタル化してトランスフォーメーションですので、イノベーションを目的とします。ですので、その段階に行くまでに、例えばデータのアナログからデジタル化、それとか、通信機器も含めまして、機器のデジタル化が行われる。最終目標は実はDXでございますので、その中の1つとして、どういうことが起こるのかといいますと、今DXで、葛城市の中でDXと呼べるのは、私は蓮花ちゃん、AIを使ったあれぐらいかなと実は思ってるんですけども、将来的にはビッグデータを使った中の行政サービスの在り方、いろんな情報が入ります。多分近い将来において人生そのものがデジタル化されてしまって、いつ生まれて、どこ行って、何をしようというのが全て数値なりデータで表されるような、そういうふうな管理という言い方はよくないんですけども、そういうビッグデータを、もう民間も収集を始めてますけども、行政としても当然のことながらいろんなビッグデータがございますので、それを活用した中で、市民の皆さん方にどのようなよりよい社会を提供できるのかというのが最終目標のDXだと認識しております。ですので、その中の情報の部分というのは非常に大切な部分でございますので、当然のことながらデジタル化することが実は目標じゃなくて、それにある次のステップ、それを使って何をするのかというのが実は一番大切なところだと認識しております。ですので、表現の仕方としては、デジタル情報を活用したまちづくりの推進という表現になっているわけがございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** もう一つ分かりにくいというか、といいますのは、5ページのところに、自治体DX推進計画等の概要がありまして、その取組の重点取組事項、自治体の業務システムの改革ということで、まずはまちづくりに入るまでに、結局これもまちづくりになるということなのかなと思うんですけども、幾つかあります自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底、これが当面の重点取組事項ということになるわけで、そうすると、これが、まちづくりということなのかなと。むしろ行政内部の様々な行政事務をいろいろやっていますけども、それを国のシステムを併せて標準化して合理化していきましょとかそういうことは分かるんです。マイナンバーカード普及、これも、マイナンバーカードを通じていろんな手続を簡素化するとか、いろんなことであるんでしょうね。でもこのまちづくりというのがどうもイメージできないものですから、それがまちづくりということなんですか。だから我々が考えるまちづくりというのは、もうちょっと違う、何かもっと違うことがあるのかなと思うので、ただ単に行財政改革の一環として、この情報機器とかデータを扱って

やるというんだったら、私は比較的そういうものなのかなと、行政事務も含めてやっていると。そこら辺がどう広がってるのかが、具体的にイメージできないので、難しかったら、また、先は長いので、お互い勉強していくことだろうと思いますので、どうなのかということ、ちょっとまたお聞かせ願えたらと思います。今日はここまで。

**吉村委員長** いいですか。

**谷原委員** もう、何か聞いても具体的に何かぴんとくるようなのが、蓮花ちゃんのAI相談というのはここにあるAI・RPAの利用ということで。でもこれは行政の中のRPAなんかは行政内部のことで出てきましたよね。でもそれは市民との関係で、まちづくりの関係でこうだと具体的にこんなことになるんだということがあれば、AIだって具体的にこんなふうになるんだということがあれば、なるほどと分かりやすいんですけども、もう一つぱくっとしたイメージで、やろうとしてることは行財政改革としてデジタル機器等を入れて、マイナンバーカード等も利用して、行政をやっていこうとされてるだけなのかなと、重点的な課題も見ても。だからそのまちづくりいうところがよく分からない。

**吉村委員長** 今、恐らく谷原委員のおっしゃっているまちづくりというのが、そもそも、今まで例えば行政のほうで一般的に使われてきたまちづくりという定義と、それから、今回まちづくりのこの言葉については、デジタル社会形成基本法の第2条から引用してるというふうなことがあったので、まず、そもそもまちづくりという言葉自体の定義がちょっと違ってきているのかなという、こういうふうな懸念もあったと思うので、その辺りについてはどうでしょうか。

高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 先ほどの、市長も申しあげましたように、まちづくり、DXの推進でデジタル化の技術による、デジタル化を進めるというのではなくて、情報を活用してまちづくりを推進することで市民に便利さとか、住みやすさを感じていただけるまちづくりというのを目指してこの条例を定めたというもので、具体的に示せるものが今の段階でまだないので、今、これを計画にどのように反映するかというのが課題ということで感じております。

以上です。

**吉村委員長** 情報を活用して市民に資するという。

谷原委員。

**谷原委員** 要は、だから、デジタル機器とか情報等を利用して、市民が便利になると。いろんなところで便利になる、そういうまちにしていこうということでよろしいですかね。具体的な、今、ここに、第1条の目的のところを書いてある、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現を行うと。だから、住みやすいまちづくりに、こうしたデジタルの情報や機器を利用して、住みやすいと市民の方が感じてもらうことが目的なんだと。具体的にはまだ、だから、ある部分もあるんかもわからないけど、全体像はまだということで、分かりました。

**吉村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ちょっと僭越ながら、私のほうで一応捉えているまちづくりとDXの関係性というのが若干なりとも補足になればいいんですけど、説明させてもらいたいんですけど、せんだってち

ようど同じ、その辺の話を総務省の人が話してまして、事例の企業という話も聞いたんですけども、まず、一番典型的なスマートシティと言われるところ、今、奈良県やったら木津の学研都市でやっているんですけども、いろんなDXというよりもITの、要するに家のいろんな情報を外出しても分かるように一元化管理する、あるいは自動運転の車を走らせるとかそういうところにつなげる取組はもう日本全国で始まっている。

もう一つ、私、この間、初めて聞いたというか面白いなと思ったのが、空き家対策のその辺の情報を一元化して、そこを、要するにマッチング、今の空き家コンシェルジュがやっているような事業というのを、市内だけじゃなく全国的に見れるようにして移住促進につなげて、さらに、そこにプラスアルファして企業誘致をやっている。具体的には、四国の、ちょっと名前忘れちゃったけど、四国のところで、そういう民間事業者がそこに絡んで、自治体と一緒にIT会社を誘致して、そこで地域の雇用を生んでる、そういった形のまちづくりという事例を今、幾つか聞いてきました。

市長おっしゃるように、このDXというのは、この間私も一般質問した、行政サービスを今のやり方とは違う、もっと効率的なやり方に変えていこう。その中で、浮いている時間があります。民間でいうと、生命保険会社なんかは、もう最初の初期対応は全部RPAの電話とかの対応で、もう人はいてないんですよ。その部分の人員をまた別のところの事業に振り分けてる。同じようなことが、市役所でもできると思うんです。今現状、総合窓口もつくっていただいているというのも、1つには大きく見るとDXの一端かなと思うんですけども、ああいう形で、時間外でも庁舎に出向かなくてもいろんな手続できる、これもDXですよ。そしたら本来、自分の仕事に行かなくてもいい、時間外にも手続できる、そしたらその時間が利用者にとっては浮くわけなんですよ。それをまた、新たな自分たちの生活のイノベーションにつなげていくというのはDXの意味かなという気はするんです。そういった意味で、幅、非常にテーマが広くて、これというのはもういろんな解釈ができると思うんですけども、今、市長もおっしゃったように、蓮花ちゃんのAI相談なんかは、子どもたちの相談体制のイノベーションが起こってるわけですから、やっぱりDXとしてはいい意味かなと思います。

**吉村委員長** よく分かりました。ありがとうございます。ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 一遍に言えばいいんですけど、なかなか頭がついてきませんので、ゆっくり議論していただけたらと思うんですけど、5ページになるんですけど、先ほど紹介した重点取組事項ということの中の、まず、自治体の業務システムの改革ということが重点取組事項として進められていくんだろうと思うんですけども、奥本委員が一般質問でもされて、なるほど私も思ったんですが、自治体情報システムの標準化・共通化の問題です。これについて、どこかで、資料を提供していただけたらと思うんですけども、これまでは国が標準化をやっていますと、国が示して。ところが、これに対して地方自治体ではそれぞれ独自の自治体の様々な施策をやって、標準化になじまない。あるいは標準化にすることによって、サービスが逆に低下する、残したい。いろんなことがあったりして、自治体のほうから、上からの標準化ではなくて自治体側のほうから、ちょっと考えさせてくれということだったんだろう

と思うんです、大きな転換があったようではすけれども。そうであれば、葛城市における標準化・共通化と、逆にそれに乗せない、乗らない、あるいはこれはこれで、葛城市独自で考えていく部分、残しておく部分、何か仕切りがあるんだろうと思うんです。これというのは結構大事なことになるのかなど。先ほど言いました標準化に乗らない部分ですよ。標準化というのは、国が一律に、この基準で、全国一律でできるから、確かに合理的になるんですけれども、市町村によっては独自施策としていろいろやっておられるわけやから、乗らない部分があるだろうと。

では、葛城市は何なのか。そのときに葛城市は、標準化に乗らないものについて、どう考えてるのか。これはやっぱり1個1個の具体的な施策を議会としても積み上げてやってきた施策なので、一遍に標準化ということで、更地にしてしまうということはあってはならないと思うので、やっぱりそこは議会の中で、こういう施策についてはこうなりますという、標準化と、地方自治体で残しておくというところら辺の施策の業務仕分のようなものだと思うんですけれども、やっぱりそれはどこかで出していただけたらなど、これは要望なんですけど、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長兼情報推進課長** 奥本委員の一般質問でもお答えさせていただいているように、標準化・共通化における国の定める20業務、20の業務がありますので、その業務については順次手順書に基づいて進んでおります。また、20業務以外の標準化範囲外業務につきましても、基幹系システムと関連する業務につきましても、同じように移行するという流れで、まだ確定していませんけど、進んでおると。それ以外の標準化対象外業務もございまして、それにつきましても、各課で持っているシステムもありますので、それについては現在それも検討しておるということで、また資料に基づいてお示しする必要があるというのはよく分かりましたので、今後報告させていただくということでよろしく願いいたします。

**吉村委員長** どうぞよろしく願いをいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

奥本委員。

**奥本委員** この間、一般質問のところで大体大まかに聞いたんですけれども、推進条例のところ、今現状、条例案で進めてはいただいているんですけれども、今回の一般質問で、その体制の一番条例をつくる際の基本となるべき旗振りの土台というところ、ほかの自治体では体制のところを事細かく決めていらっしゃるんです。恐らくその辺の検討を今されてる状況だと思うんですけれども、それでいくと、16ページのところで、推進計画の構成案でちょっと確認だけしておきたいんですけれども、まず、市長をトップとした全庁的・横断的な推進体制を整備するというのは、これはもう、この間私もちらっと聞いていましたけれども、市長がCIOとして最終的な責任を負うというところで、やっぱり副市長なんです。これはまだ決まってないというところ。それと、その次の推進のための人材育成なんですけれども、今、2つ、基本的なデジタル技術の習得、専門的な人材育成、要するに内部の人材の知識の底上げなんですけれども、この間、私、一番重要だと言ってたところが、外部の専門人材の登用なんですよね。そ

こがちょっと入ってないんですけども、それはどういうことでしょうか。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 奥本委員のご質問、16ページの部分は、特に人材育成の部分ですけども、外部人材につきましては、国も必要ならば財源措置してくれるということは分かっていますので、今後これも内部で検討していくということで、よろしく願いいたします。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。時限措置ですけど、財源は国が一応出してくれるということですので、その辺をうまく活用できればと思います。よろしく願いします。

吉村委員長 最大限活用してよろしく願いします。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

最後に、(4) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、理事者より説明願います。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしく願いします。

尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてでございます。

まず、国鉄・坊城線整備事業につきましては、令和6年4月の架道橋道路の開通に向けて予定どおり進んでおり、次の委員会で報告させていただきます。また、今回の尺土駅前周辺整備事業に係る資料につきましては、資料の内容に変更が生じることがございますので、回収させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

では、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてでございます。資料をお願いします。青色のファイルとなっている部分でございます。左上、計画工程表、右上が安全対策図、下段が標示等の写真と現況の写真となっております。計画工程表でございますが、今年度、6月に契約いたしましたエレベーター工事に着手しておりまして、現在、準備工として、仮設の防護壁、工事事務所等の設置を行い、エレベーターの基礎に係る工事を進めていきます。エレベーターの供用は、令和6年10月頃で、エレベーター設置後、駅舎西側に新設しました橋梁の取り合い工事を行いまして、その後、暫定型道路の設置工事を行っていきます。

次に、安全対策図です。右上となります。今回のエレベーター設置工事に係り、通行止めを行っております。迂回路は、駅舎側の歩道が通行できないことから、その南側の市道、灰色の表示してるところと、地下道、青色の表示をしているところが迂回路となります。高田警察署との協議の結果、図面の番号の位置に、下段の写真の番号の看板等を設置しております。1番が、駅舎前に工事看板の設置。2番が、迂回に関する看板を迂回ルート of 東西に設置。3番です。路面標示を東西に敷設。4番目です。対向車注意標識を東西に設置、5番につきましては、足もとマークを狭窄区間4か所に敷設しております。また、工事の作業中は、ガードマンを配し、安全対策に努めてまいります。

以上、安全対策を中心に、報告とさせていただきます。

以上です。

**吉村委員長** ただいま説明願いましたが、このことについて何か質問、確認事項等はございませんでしょうか。

西川副委員長。

**西川副委員長** 迂回路なんですけど、2番のところなんですけど、駐輪場から多分、南に向かって人が行かはると思うんですけど、工事中はガードマンに立っていただいて安全には注意してもらえんやろうとは思いますが、朝の早い時間帯、午前7時、いうたら電車乗らはるときなんか、大体午前6時30分とか午前7時ぐらいに結構人がその駐輪場から行き来されてきました、ここの、今、通行止めするところ。そのときの対策というのは何かありますか。ほんで、車も結構やっぱりその時間帯というのも通るときもあるんです。せやからそこを横断するときの何か注意喚起、一応喚起というか、迂回をお願いという形なんですけど、その辺、車に対してとか、歩行者に対して注意喚起というのは何かありますでしょうか。

**吉村委員長** 西川建設課長。

**西川建設課長** 建設課の西川です。よろしく願いいたします。

ただいま西川副委員長から質問のありました件について、説明させていただきます。先ほど当部長から説明のありましたように、ハード整備のほうは、警察と協議を重ねた結果、このような形になっております。そしてほかの対策としましては、当然地元のPTA、自治会等にもソフト的にご協力をいただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** ちょっと違います。朝の、特に。

**西川建設課長** 朝につきましては、当然ガードマンもちょっとつけられない状態でございますので、今、現状でやっている部分で、今のところ、直接的なお声は聞いておりませんので、一旦この状態でお願したいところでございます。

**吉村委員長** 恐らくこの工事にかかる前からあそこは狭隘になって、特に磐城小学校の子どもたち、通学のときも、補助員というか、大人の方もついてきてくださってはいらぬものの、車の送り迎えとかで、現状でも危ない状態ですので、その辺りについては、対策は今の答弁であれば、特に考えてはいないということになるのでしょうか。

西川課長。

**西川建設課長** 申し訳ございません。今のところはこの状態で様子を見るということで、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** いいですか。ちょっと問題やな。

(発言する者あり)

**吉村委員長** ちょっと待ってください。今の答弁で再答弁。

阿古市長。

**阿古市長** 本当に心配するところでございます。工事に入る前も、工事の最中も、あの広場が完成するまでは常に心配になる事項やと感じております。ただいま現在の計画では、課長のほうが申し上げた内容になっておりますけども、これ、若干遠回りには実はなるんですけども、今

現在ロータリーとして考えてるところを、若干遠回りして入っていくというやり方、南のほうに一旦逃げていくやり方もあるのかなと思いますので、その辺は地元の方、もしくは通学路になりますので、学校とも相談して、それがいいのかどうか、どの方式がいいのかというのは、今の現状でいけないといけませんから、その中で、安全と距離との問題もありますし、その辺は相談させていただけたらなと思います。やはり安全を第一に考えていきたいと思いますので、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思います。

**吉村委員長** 西川副委員長。

**西川副委員長** そうですね。ちょっと検討させていただきたいというところなんですけど、これ、工事中は、それはガードマンがついて、工事車両というところの、工事車両と通行する方の安全対策というのはもちろん分かるんですけど、これ、通行止めすることによって、言うているように、やっぱり動線が変わって、より歩行者がそっちに固まるはずなんです。そやからその辺の一般車両とかのところも気にして考えてもらわんとあかんなところですので、ちょっと気をつけてもらって検討させていただきたいなというところでございます。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

川村委員。

**川村委員** さっき市長、先ほど答弁いただいたので、もう私からもお願いという形で、再度同じようなことを申し上げます。

これ、本当に今まで、今から通行止めになるところ、西から東に来られる方というのは、要するに人の通る動線が違ったんですよ。それが同じところを違って、西へ行かれるわけです。それで今度また、東から西へ通学路、子どもたちが来ます。そこへ送迎の車がここに突っ込んできます。もう本当、私、これを聞いただけで、背筋が寒くなるほど大丈夫かなと思っています。ぜひ市長、前向きに考えてください。特にガードマンのいない時間という、もちろん朝の通学、通勤の一度になる時間というところの安全対策、よろしくお願いします。もう答弁いただいたので、構わないですけど、よろしく、重ねてお願いしたいと思います。

**吉村委員長** 質問をしたいので、暫時副委員長と交代をいたします。

(正副委員長交代)

**西川副委員長** それでは、委員長に代わり、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉村委員長。

**吉村委員長** 先ほど市長もちらっとおっしゃったので、私が確認もしておきたいと思います。以前からロータリーの部分に関する部分については、周辺部分については既にお買収、土地の収用、これについては終わっているのではないかという私の認識で、そうであれば、そのところを、いうたら車も歩行者も通れるようにしたらいいのではないかというふうに、かねてから要望も出していたところではありますが、今、市長がおっしゃいましたので、このようなことは、まず、土地が収用されているのかということと、それから、もしそういうことは可能になるのであるのか、その2つをちょっと確認させていただきます。



**西川副委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいま吉村委員長の質問に対して回答させていただきます。

まず、1点目、収用につきましては、1件を残すのみで、周り、周囲の道路部分については収用は終わっております。

2点目、迂回につきましては、この工事の計画工程表、こちらのほうを見ていただきますと、3行目に駅前暫定型道路工事とございます。このタイミングで、迂回する車のルートを造っていくという流れになっておりまして、迂回についても順次進めたいと考えております。

**西川副委員長** 安川部長。

**安川都市整備部長** 安全対策について補足させていただきます。暫定型道路については、エレベーター設置後の話になるんですけど、先ほど市長も検討するということの内容でございますので、買収できている部分について、迂回路なりの検討を今後したいと思います。現在は今の形で警察協議が終わっているという形が今の形なので、ただ、今の意見の中で、やっぱり安全が不十分である可能性があるというようなことをお聞きしましたので、その辺を含みまして、また検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

**西川副委員長** 吉村委員長。

**吉村委員長** 暫定型道路につきましては、当初の予定とすれば、エレベーター工事が終わってからということだったんですけども、やはり危険性というか、通行の危険を回避するという意味では、できるだけ速やかに、まず歩行者については仮の工事をしていただいて、歩けるようにしていただきたいということと、それからあと、できたら車道につきましても、例えば西から東に行く東側については従来道路にして、西側、東から西に行く西向きについては、このロータリーを通っていくというふうなことが、安全性を考えたら、私はいいいんじゃないかなというふうに思うのですけれども、これについてもぜひ検討願いたいと思うのですが、これについては、いかがでしょうか。

**西川副委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいま吉村委員長の質問に対して回答させていただきます。

ご質問は現状での迂回ですね。現状につきましても、検討はしてるんですけども、歩行者が歩く分につきましては問題なく行えます。ただ、車の一方通行となりますと、今、この買収のところにかかなりの資材が置いておりまして、左折なり右折なりする場合、そこでまず、車両が通りづらい部分も出てきますので、今の現状での車での迂回というのは、ちょっと不可能ということ、できないということで警察の協議は終わっております。

以上です。

**西川副委員長** 吉村委員長。

**吉村委員長** 資材等もあるということではなかなか難しいという、車のことについては、承知をするものですが、歩行者につきましては、これ、ぜひとも安全なように、特に小さなお子さんとか小学生が歩かれますので、万が一の事故があっても困りますので、その辺りはくれぐれも速やかによりしくお願いしたいと思います。

以上です。

**西川副委員長** ここで委員長と職務交代します。

(正副委員長交代)

**吉村委員長** 交代いたしました。ほかに何か。

谷原委員。

**谷原委員** 警察協議の中身についてちょっとお聞きしたいんですけども、この迂回案内の図を見ますと、②のところを車道を渡るわけですよ。ほんで、この歩道、横断歩道をつけるのか。それとも車道を渡るということで、警察はオーケーということを使うのか、これが1つ。

もう一つは、実はこれはもう皆さんご存じだと思うんですけども、迂回路と書いてあるこの四角で書いてあるこの道路、東西道路というのは、車1台しか通りません。だから、朝でもここはかなりスピードを出して抜けられることが多いんですよ。そこで、②ですから、死角になるようなところなんです、水色のところは地下道ですから。その死角になるようなところからぱっと飛び出すと、東から来た車、ちょうど⑤のような狭いところ、1台しか通りませんから、擦れ違いませんか、かなりスピードを出されるところで、この②のところを渡るというのは、非常に私、危険だと思ってるんですけど、これ、車道ですから、事故を起こした場合の責任はどうなるのか。だから、警察は何でこんなことを認めたのか、僕はちょっとよく分からないんですけども、どういう協議内容だったのかちょっとお聞きしたいんです。これ事故が起きる可能性が高いと思うので。そこら辺がどういうことだったのか、お願いします。

**吉村委員長** 谷原委員の質問、現状の迂回路について、その協議の内容について、この辺りはどういうふうな協議が行われたのか。

西川課長。

**西川建設課長** ただいま谷原委員の質問に対して回答させていただきます。

警察との協議でございますが、先ほど述べているように、安全対策で、今、ハード面で整備できる範囲となっております。横断歩道につきましては、当然いろいろ諸条件が整わないとつけれないというのもございますので、この場所には設置できないということでございます。もちろん事故等が危険性があるのは当然、我々も存じておりますが、先ほど言ったように、安全性の担保、ほかの方法も検討しながら、今後何ができるか、また検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 確認ですけど、要は警察がここを横断というか、この車道を横断して、こういう迂回路ということを警察が認めた。これでよしということの協議だった。協議内容を僕、ちょっと聞いたんです、確認で。横断歩道はつきませんよとかこういう迂回路やったら仕方ないですねという話なのか。警察がどういうことだったのか、何か協議したということをおっしゃるので、警察がこれをこれでいいですよと、認めたことなのか、そうではなくて協議の中で聞きましたということなのか、その協議の中身をもうちょっとお聞きしたいんです。

吉村委員長 これは見た感じ、危険性があるのではないかというふうに予想されるものでありますけれども、これについて、警察はどのように協議して、どのように考えているのかということです。つまり、警察に報告しただけなのか、あるいはきちっと協議をしたのか、その経緯があれば聞きたいと。

西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員の質問に対して、回答させていただきます。

警察の協議でございますが、我々が安全性の担保ということで、今回路面標示、看板等することに対して同意を求めたわけございまして、これが全て整って100%安全が担保できるという協議ではございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 要は路面標示について協議をしたということですか、今のお話だと。路面標示にして協議して、これで路面標示していただいているということ警察が認めたということですか。つまり、私が言うのは車道②から③に渡って、こういう迂回路、道路として、行うことについて安全であるということ警察は言うたわけじゃないわけですよね。要は車道を横切るわけやからね。

吉村委員長 いわゆる迂回路そのものについての是非はやったわけじゃない。

谷原委員 オーケーということではなくて、路面標示等について協議した結果、こういう標示でということオーケーが出たということですね。分かりました。

私としては、先ほど来、意見が出ておりますけども、特に雨天のときには、ここは例えば②のところから道路を横断した方が、電車に乗るために、この⑤、南側をずっと歩いていくわけです。ここはちょうど通学路で、まさに東から反対方向で小学生が集団登校するところなんです。雨なんか降って傘を差してたら、こんな車は通れませんよ、はっきり言って。

吉村委員長 そうですね。

谷原委員 だから、ちょっとこれはかなり私、無理があると思うので、ぜひ。

吉村委員長 迂回路につきましては、先ほど市長も答弁されましたように、改善を検討されるということですので。

谷原委員 そうですね。あと、渡るということ、この車道を横切るということについて、ちょっと考えていただけたらと思います。

以上です。

吉村委員長 それについても、併せて検討いただけたらと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は皆様、長時間にわたりまして、慎重審議、本当にお疲れさまでございました。それでいろいろ冒頭申しましたけれども、これから、総務建設常任委員会の委員会構成も、メンバーも変わりましたので、いろいろと深い議論もしていきたいと思います。先ほどDXのこともありましたけれども、RPAによって職員の負担軽減とかを超えて、さらに、まちづくりにつながるようなクリエイティブなような仕事をどのようにしていただるか、また、議会のほうからもいろいろと提案ができるような議論ができればいいなというふうに思っております。本日は本当にどうもお疲れさまでございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会といたします。

閉 会 午後4時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉村 始

総務建設常任委員会副委員長

西川 善浩